

竹原市地域防災計画

一 基 本 編 一

(令和 7 年 3 月修正)

竹原市防災会議

竹 原 市 防 災 会 議

事務局

竹原市中央五丁目6番28号

竹原市総務部危機管理課

電話 0846-22-2283

FAX 0846-22-8579

E-mail kikikanri@city.takehara.lg.jp

「令和7年3月改訂」



目 次

基本編

第 1 章 総則

第 1 節 防災計画作成の目的.....	1
第 2 節 基本方針.....	2
第 3 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則.....	3
1 基本理念	
2 基本原則	
第 4 節 防災計画の修正等.....	5
第 1 防災計画の修正	
第 2 広島県地域防災計画及び防災業務計画との関係	
第 3 他の法律との関係	
第 4 防災計画の周知徹底	
第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第 1 市	
第 2 県	
第 3 警察、消防機関	
第 4 指定地方行政機関	
第 5 自衛隊	
第 6 指定公共機関	
第 7 指定地方公共機関	
第 8 防災上重要な施設の管理者	
第 9 公共的団体	
第 6 節 竹原市の概要.....	13
第 1 自然的条件	
第 2 社会的条件	
第 7 節 過去の災害及び被害想定.....	18
第 1 過去の災害の状況	
第 2 被害の想定	

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 基本方針.....	19
第 2 節 市域の保全に関する計画.....	20
第 1 目的	
第 2 現況及び対策	
第 2 節の 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画.....	25
第 1 目的	
第 2 実施事項	
第 3 実施方法	
第 3 節 住民の防災活動の促進に関する計画.....	26

第1	方針	
第2	防災教育	
第3	防災訓練	
第4	消防団の入団促進	
第5	地区防災計画の策定等	
第6	自主防災組織の育成、指導	
第7	ボランティア活動の環境整備	
第8	企業防災の促進	
第9	住民運動の推進	
第4節	調査、研究に関する計画.....	34
第1	目的	
第2	実施事項	
第3	実施方法	
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画.....	35
第1	方針	
第2	災害発生直前の応急対策への備え	
第3	災害発生直後の応急対策への備え	
第4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
第5	救助・救急、医療、消火活動への備え	
第6	緊急輸送活動への備え	
第7	避難受入れ・情報提供活動への備え	
第8	救援物資の調達・供給活動への備え	
第9	燃料確保の備え	
第10	電源の確保	
第11	倒木等への対策	
第12	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	
第13	建設業等の担い手の確保・育成	
第14	空家状況の把握	
第15	人権センターとの連携	
第16	文教関係	
第17	放射線の測定	
第18	罹災証明書が発行体制の整備	
第5節の2	円滑な避難体制の確保等に関する計画.....	44
第1	方針	
第2	洪水浸水想定区域等の指定	
第3	ハザードマップの作成	
第4	避難計画の作成等	
第5	住民への周知等	
第6	指定避難所の整備	
第7	動物愛護管理に関する計画	
第5節の3	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画.....	51
第1	目的	
第2	災害対策資機材等の対象	
第3	実施方法	
第4	備蓄及び調達体制の確立	
第6節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画.....	55

第1	方針	
第2	要配慮者に配慮した環境整備	
第3	社会福祉施設、診療所等の安全・避難対策	
第4	在宅の避難行動要支援者対策	
第5	要配慮者への啓発・防災訓練	
第6	避難誘導體制の整備	
第7	避難行動要支援者用避難所の整備	
第8	浸水想定区域(洪水・津波)や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	
第7節	広域避難の受入れに関する計画	61
第1	方針	
第2	被災住民の受入れ	
第3	被災住民の受入れが不要となった場合	
第4	県の支援	
 第3章 災害応急対策計画		
第1節	基本方針	63
第2節	災害発生直前の応急対策	64
第1	組織、動員計画	
第1の2	労働力確保計画	
第2	気象情報等の伝達に関する計画	
第3	住民等の避難誘導に関する計画	
第3節	災害発生直後の応急対策	97
第1	災害情報計画	
第2	通信運用計画	
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	104
第1	目的	
第2	活動体制	
第3	活動内容	
第4	活動拠点の確保	
第5	安全運航体制の確保	
第6	支援要請手続	
第7	各機関への対応要請	
第8	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	110
第1	自衛隊災害派遣要請計画	
第2	相互応援協力計画	
第3	防災拠点に関する計画	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	117
第2	医療救護・助産計画	
第3	消防計画	
第4	水防計画	
第5	危険物等災害応急対策計画	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	141
第1	災害警備計画	

第2 交通、輸送応急対策計画	
第3 在港船舶対策計画	
第8節 避難生活及び情報提供活動.....	152
第1 避難計画	
第2 災害広報・被災者相談計画	
第3 住宅応急対策計画	
第9節 救援物資の調達・供給活動.....	163
第1 食料供給計画	
第2 給水計画	
第3 生活必需品等供給計画	
第4 救援物資の調達及び配送計画	
第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動.....	170
第1 防疫計画	
第2 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画	
第11節 応急復旧、二次災害防止活動.....	175
第1 公共施設等災害応急復旧計画	
第2 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画	
第3 その他施設災害応急対策計画	
第4 廃棄物処理計画	
第5 有害物質等による環境汚染防止計画	
第6 障害物の除去	
第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画.....	185
第1 方針	
第2 ボランティアの受入れ	
第3 専門ボランティアの派遣等	
第4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	4
第5 災害情報等の提供	
第6 ボランティアとの連携・協働	
第7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	
第8 ボランティア保険制度	
第13節 文教計画.....	189
第1 目的	
第2 避難対策	
第3 生徒等への相談活動	
第4 応急教育対策	
第5 学校が地域の避難所となる場合の対策	
第6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	
第7 文化財に対する対策	
第14節 災害救助法適用計画.....	193
第1 目的	
第2 災害救助法適用	
第15節 航空機事故による災害応急対策計画.....	197
第1 目的	
第2 情報の伝達	
第3 実施責任者及び実施内容	

第 16 節	海上災害応急対策計画.....	199
第 1	船舶災害	
第 2	大量流出油等災害	
第 17 節	主な災害の特質及び対策.....	203
第 1	雪害対策	
第 2	長雨対策	
第 3	豪雨、台風による洪水、高潮時の対策	
第 4	長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等の対策	
第 5	風害対策	
第 6	林野火災対策	
第 7	突発的災害対策	
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	目的.....	209
第 2 節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画.....	210
第 1	方針	
第 2	各種調査の住民への周知	
第 3	罹災証明書の交付	
第 4	各種支援措置等	
第 5	災害融資制度の充実	
第 6	市内諸団体の資金の充実	
第 3 節	被災者の生活確保に関する計画.....	213
第 1	方針	
第 2	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
第 3	被災者等に対する生活相談	
第 4	雇用の安定支援	
第 4 節	施設災害復旧計画.....	214
第 1	基本方針	
第 2	復旧計画	
第 5 節	激甚災害の指定に関する計画.....	215
第 1	基本方針	
第 2	激甚災害に関する調査	
第 6 節	義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する計画.....	215
第 1	方針	
第 2	義援金の受入れ及び配分	
第 3	救援物資の受入れ及び配分	
第 7 節	災害復興計画（防災まちづくり）.....	217
第 1	方針	
第 2	被災地における市街地の復興	
第 3	学校施設の復興	

基本編

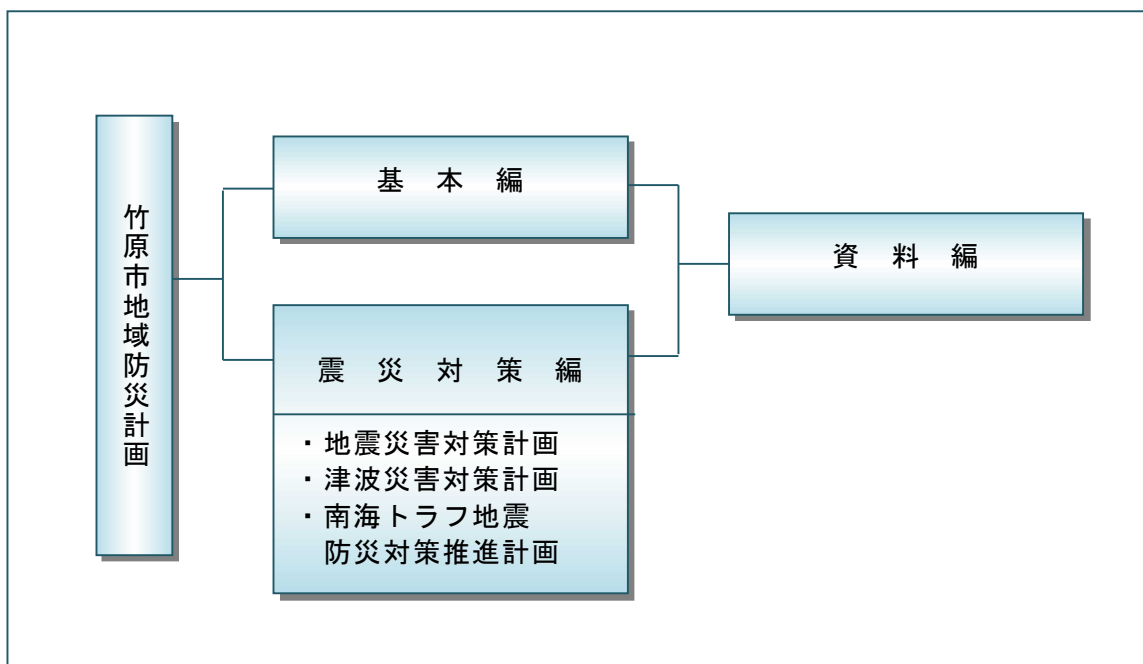
第1章 総則

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、市民の生命、身体及び財産並びに竹原市の地域を災害から保護するために、本市の地域に係る防災に関し、市、県、国（指定地方行政機関）、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、「基本編」、「震災対策編」及び「資料編」をもって構成するものとする。
- 2 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。



第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置し、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するに当たって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 竹原市防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災計画の修正等

第1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要と認める理由が生じたときは、竹原市防災会議において審議し、その都度速やかに修正する。

第2 広島県地域防災計画及び防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通する計画事項については県の計画に準じて作成し、県地域防災計画及び防災関係機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

第3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところによりその事務を処理する。

第4 防災計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者、住民などに周知徹底を図る。また、計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定によって修正の要旨公表のほか、地域住民などに周知を図る。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

第1 市

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害調査
- 3 災害広報
- 4 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 消防及び水防活動
- 7 被災施設の応急復旧
- 8 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 9 被災児童、生徒等に対する応急教育
- 10 市内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- 11 災害時におけるボランティア活動の支援
- 12 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- 13 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- 14 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める

第2 県

- 1 津波警報等の伝達
- 2 災害情報の収集及び伝達
- 3 被害調査
- 4 災害広報
- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 被災施設の応急復旧
- 7 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 8 被災児童、生徒等に対する応急教育
- 9 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 10 災害時におけるボランティア活動の支援
- 11 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- 12 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- 13 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める

第3 警察、消防機関

- 1 竹原警察署
 - (1) 災害情報の収集及び伝達
 - (2) 被害実態の把握
 - (3) 被災者の救出、救助等の措置
 - (4) 避難路及び緊急交通路の確保
 - (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
 - (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視

- (7) 危険箇所の警戒及び住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

2 竹原消防署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害時の消防・水防活動
- (3) 被害実態の把握
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示等の伝達及び避難誘導
- (6) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練

3 竹原市消防団

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害時の消防・水防活動
- (3) 被害実態の把握
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示等の伝達及び避難誘導

第4 指定地方行政機関

1 中国四国管区警察局

- (1) 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 津波警報等の伝達

2 中国四国防衛局

- (1) 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
- (2) 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

3 中国総合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保
- (3) 災害時における非常通信の運用監督
- (4) 非常通信協議会の指導育成
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

4 中国財務局

- (1) 被災復旧事業費の査定への立会
- (2) 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付

- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 金融機関に対する金融上の措置の要請
- 5 中国四国厚生局
 - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- 6 広島労働局
 - (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - (2) 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- 7 中国四国農政局
 - (1) 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - (2) 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
 - (3) 災害時における生鮮食料品等の供給対策
 - (4) 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
 - (5) 土地改良機械の緊急貸付
 - (6) 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- 8 近畿中国森林管理局
 - (1) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - (2) 災害応急対策用木材の供給
- 9 中国経済産業局
 - (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導
 - (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
- 10 中国四国産業保安監督部
 - (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
 - (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
- 11 中国地方整備局
 - (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - (4) 災害に関する情報の収集及び伝達
 - (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - (6) 災害時における交通確保
 - (7) 海洋の汚染の防除
 - (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
- 12 中国運輸局
 - (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 運送等の安全確保に関する指導監督

(3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整

(4) 緊急輸送に関する要請及び支援

13 広島空港事務所

(1) 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置

(2) 遭難航空機の捜索及び救難

(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

14 広島地方気象台

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(6) 緊急地震速報の利用周知・広報

15 第六管区海上保安本部

(1) 情報の収集及び情報連絡

(2) 警報等の伝達

(3) 海難救助等

(4) 緊急輸送

(5) 物資の無償貸付又は譲与

(6) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

(7) 流出油等の防除

(8) 海上交通安全の確保

(9) 危険物の保安措置

(10) 警戒区域の設定

(11) 治安の維持

16 中国四国地方環境事務所

(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等

(2) 家庭動物の保護等に係る支援

(3) 災害時における環境省本省との連絡調整

17 中国地方測量部

(1) 地理空間情報の活用に関すること

(2) 防災関連情報の活用に関すること

(3) 地理情報システムの活用に関すること

(4) 復旧測量等の実施に関すること

第5 自衛隊

1 災害派遣の準備

(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成

2 災害派遣の実施

- (1) 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第6 指定公共機関

1 独立行政法人国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

2 日本郵便株式会社中国支社及び市内各郵便局

- (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

3 日本赤十字社広島県支部

- (1) 災害時における医療、助産等救護の実施
- (2) 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- (3) 日赤関係医療施設の保全

4 日本放送協会広島放送局

- (1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道
- (2) 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- (4) 放送施設の保守
- (5) 義援金の募集、配分

5 西日本高速道路株式会社中国支社

- (1) 管理道路の防災管理
- (2) 被災道路の復旧

6 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部

- (1) 鉄道施設の防災管理
- (2) 災害時における旅客の安全確保
- (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (4) 被災鉄道施設の復旧

7 日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

8 西日本電信電話株式会社等

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）

株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）

- (1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- (3) 被災公衆電気通信設備の復旧
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
- (5) 「災害用伝言板サービス」の提供

- 9 日本通運株式会社三原支店
災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- 10 中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター
 - (1) 電力施設の防災管理
 - (2) 災害時における電力供給の確保
 - (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧
- 11 KDDI株式会社中国総支社
 - (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧
- 12 ソフトバンク株式会社
 - (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧
- 13 楽天モバイル株式会社
 - (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧

第7 指定地方公共機関

- 1 ガス供給事業者
 - (1) ガス施設の防災管理
 - (2) 災害時におけるガスの供給の確保
 - (3) 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- 2 旅客、貨物運送業者
 - (1) 災害時における旅客の安全確保
 - (2) 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
 - (3) 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
- 3 民間放送機関
 - (1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道
 - (2) 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - (4) 放送施設の保守
- 4 一般社団法人広島県医師会
災害時における医療救護活動の実施

第8 防災上重要な施設の管理者

- 1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 施設に出入りしている患者、観光客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

- 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 被災施設の応急対策
 - (3) 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- 3 社会福祉施設等の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- 4 その他防災上重要な施設の管理者
前記1～3に準じた防災対策の実施

第9 公共的団体

- 1 一般社団法人竹原地区医師会
 - (1) 災害時における医療救護等の実施
 - (2) 負傷者の収容並びに看護
- 2 竹原市自治会連合会
 - (1) 災害時の避難など自治会内住民に対する連絡
 - (2) 災害時における応急諸対策への協力
- 3 竹原市女性連絡協議会
災害時における炊出し等の応急諸対策への協力
- 4 三原農業協同組合・芸南漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
 - (2) 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - (3) 被災農林漁業者に対する融資及びその斡旋
 - (4) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びその斡旋
- 5 竹原商工会議所
 - (1) 災害時における物価安定についての協力
 - (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- 6 竹原市社会福祉協議会
 - (1) 災害ボランティア団体への活動支援
 - (2) 市、県の実施する応急対策等に対する協力
- 7 株式会社竹原ケーブルネットワーク
 - (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - (2) 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - (4) 放送施設の保守

第6節 竹原市の概要

第1 自然的条件

1 位置と面積

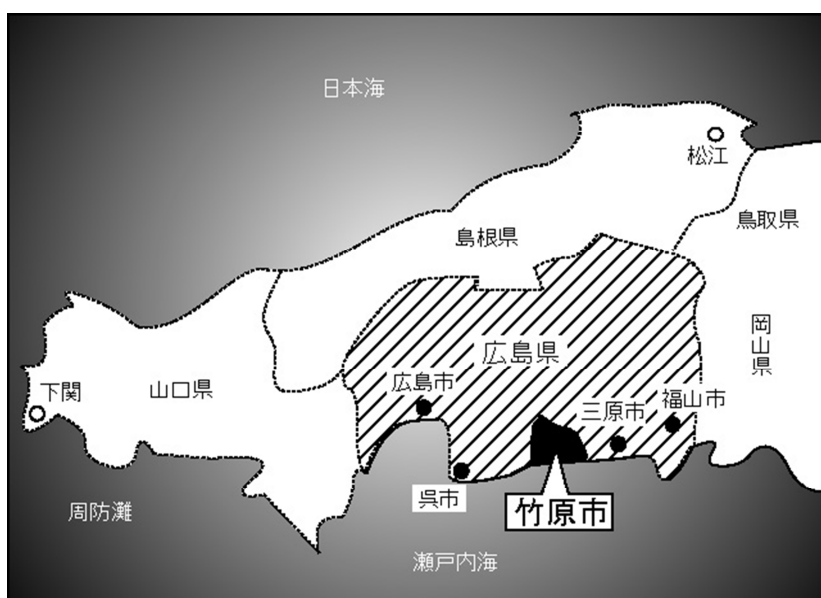
広島県の南央部に位置し、市域面積118.23km²、瀬戸内海に面する芸南地域の中核都市である。

地形は、山々に囲まれ、急峻な地形が海岸線近くまで迫り、二級河川の賀茂川が市中心部を還流し、瀬戸内海に注いでいる。

本市は、かつては製塩業と港で栄えた街で、江戸時代そのままの町並みは、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定され、「安芸の小京都」と称されている。

また、広島空港や山陽自動車道などの高速交通体系にも恵まれ、空、陸、海の交通拠点都市として発展を続けている。

竹原市の位置



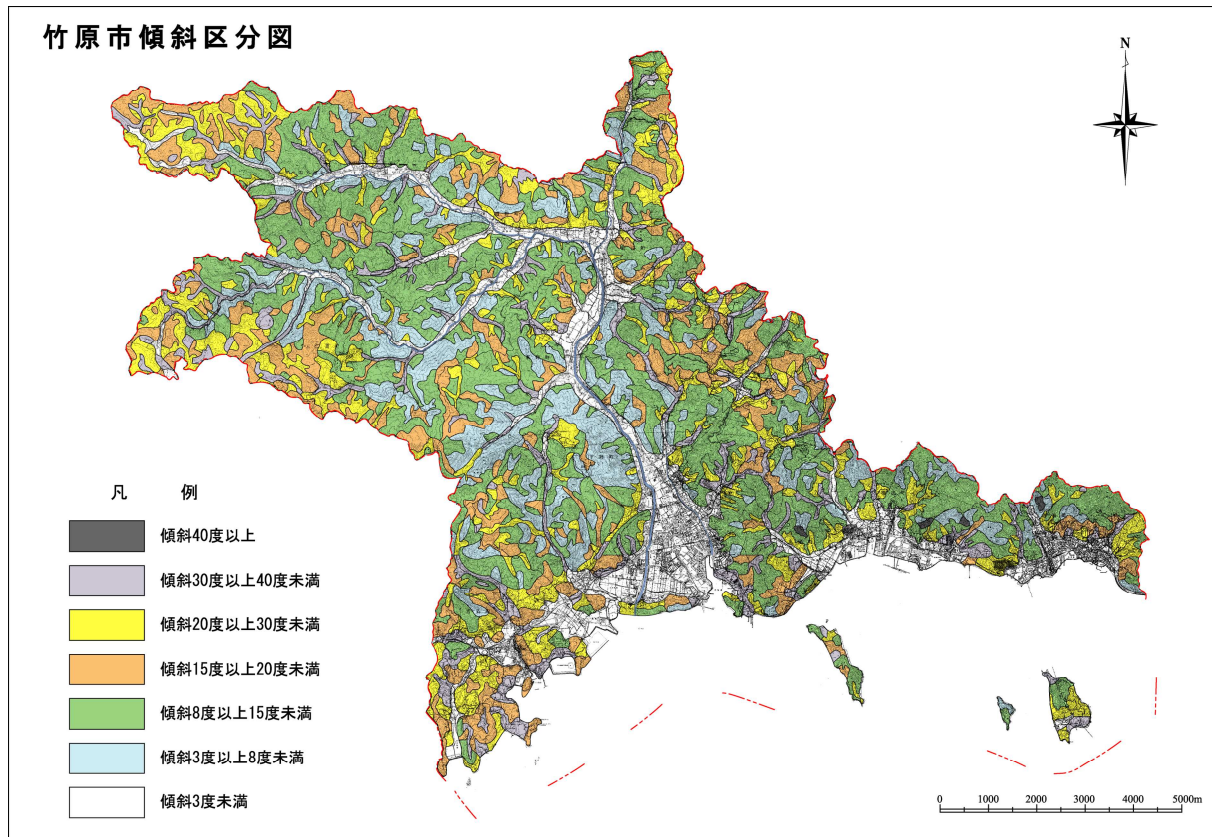
資料：竹原市統計書

位置・規模の概要

位 置	東経132度47分～133度 1 分
	北緯34度17分～34度26分
面 積	118.23平方キロメートル
広 ば う	東西21.2キロメートル
	南北14.7キロメートル
海 抜	最高地544.8メートル

2 地形

本市は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置しており、南は瀬戸内海に面し、東北西の三方を200～400メートルの山に囲まれ、平地は、賀茂川の中流及び下流域にある外は規模が小さく、山地が屈曲した海岸線近くまで迫っている。本市の中央部を葛子川、田万里川を支流にもつ賀茂川が南流し瀬戸内海に注いでいる。



3 地質

竹原市の地質は、大別して高田流紋岩類、黒雲母花崗岩、粘板岩、花崗斑岩、花崗岩類及び沖積層からなっている。竹原市の中心部を流れる賀茂川沿線は沖積層で忠海町及び福田町の一部にもこの層がある。

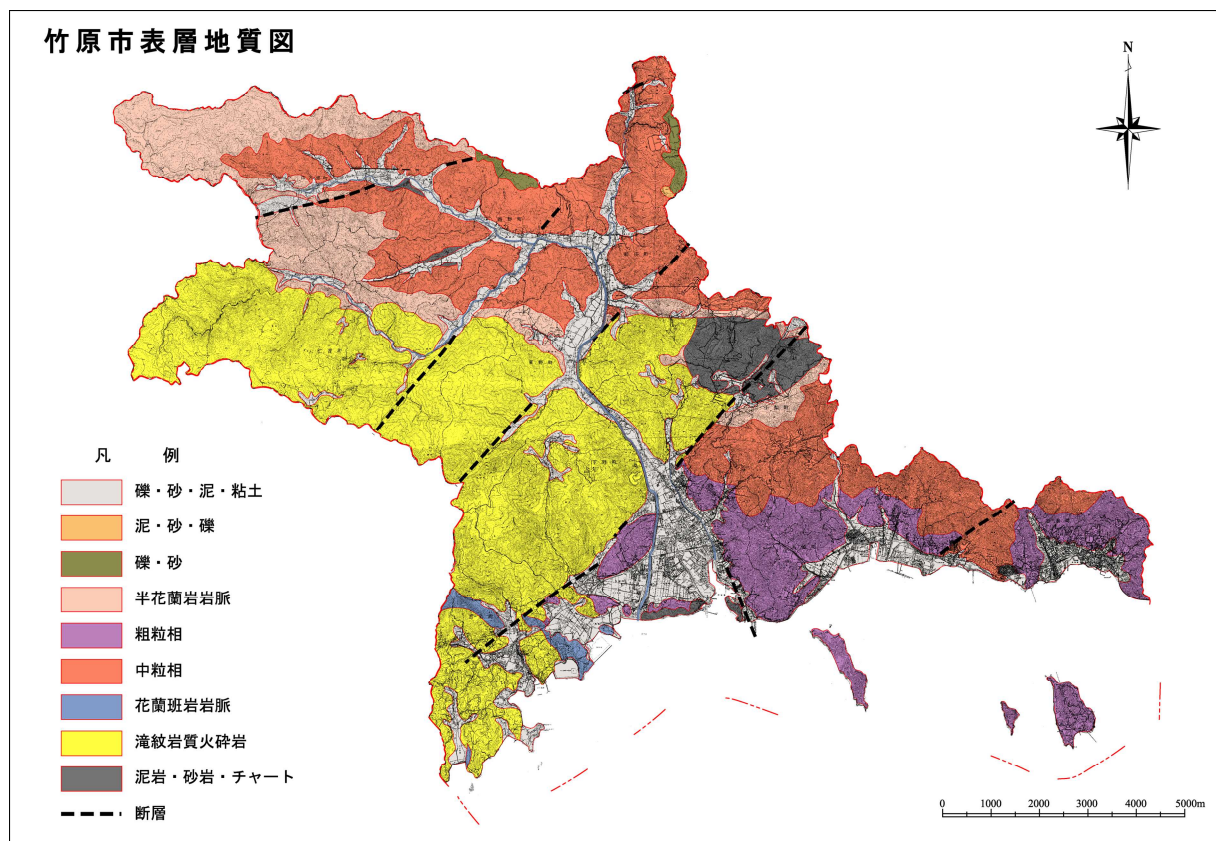
高田流紋岩類は安芸津岩体とも呼ばれ、安芸津町に隣接する吉名町及び下野町、新庄町、仁賀町の地質がこれである。

黒雲母花崗岩は忠海町、福田町、高崎町、新庄町、西野町及び竹原町の東部地域の地質がこれの岩体に属する。

粘板岩は小梨町の地質がこれに含まれる。花崗斑岩は田万里町の北部一帯がこの地質に含まれる。花崗岩類は吉名町の北部の一部がこの地質に含まれる。

地質の地域的分布状況は以上であるが、沖積層、粘板岩を除き大半が花崗岩類である。

花崗岩類は、風化作用をうけやすいため、市内の大部分は浸透性の砂質土壌を形成している。このため雨水の貯りゅう作用が乏しく、大雨に際しては洪水を起こしやすく、また反面、短期間の干天にも被害を招く結果となっている。



4 気候

本市は、北側を山に囲まれ、南が海に面しているため、四季を通じ寒暖の差が少なく、比較的過ごしやすい瀬戸内海式気候である。年間平均気温は15.5℃、年間平均風速2.7mで、降雨量が夏季に乏しいため、干ばつの被害を受けやすく、また台風、高潮の被害にも過去度々見舞われている。積雪はまれにみる程度で年間の降雨量はおおむね1,300mm程度である。

気温・降水量の推移

年 度	気 温(℃)			降 水 量(mm)		
	平 均	最 高	最 低	年間量	日最大	月 日
24年	15.2	33.8	-3.5	1,038	80.0	6.16
25年	15.4	33.8	-2.9	1,549	118.5	6.20
26年	15.1	32.6	-1.8	1,121	75.5	7.7
27年	15.4	32.5	-1.5	1,269	46.0	8.29
28年	15.9	33.5	-3.4	1,544	84.5	6.22
29年	15.1	34.8	-2.1	1,244	98.0	10.22
30年	15.4	33.2	-4.9	1,524	216.5	7.6
令和元年	16.0	34.3	0.4	858	61.5	7.18
令和2年	15.8	33.4	-1.4	1,408	90.5	7.7
令和3年	15.9	34.0	-4.4	1,679	198.0	7.8
10ヶ年平均	15.5	33.6	-2.6	1,323	106.9	—

資料：広島地方気象台

第2 社会的条件

1 人口・世帯

本市の人口は、次の表に示すとおり23,993人（令和2年国勢調査）となっている。過去20年間の人口動向は、平成12年から令和2年までの間に7,942人減少している。世帯数は平成12年から令和2年までの間に1,305世帯減少しており、1世帯当たりの人数も0.55人減少している。

逆に、65歳以上の老年人口は、次の表にもあるように、年々増加傾向にあり、この高齢化の増加は、今後も続くものと予想され、災害時における要配慮者対策のあり方が重要になってくるといえる。

〈人口世帯の動き〉

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口 (人)	31,935	30,657	28,644	26,426	23,993
世帯数 (世帯)	11,956	11,852	11,525	11,204	10,547
1世帯当たり人数 (人)	2.7	2.6	2.5	2.4	2.15

(各年国勢調査)

2 人口構成

市の総人口に占める高齢者の割合は、令和2年現在において約42%であり、県平均値(29.4%)を大きく上回っている。

一方、0～14歳人口と15～64歳人口の割合は減少が続いており、少子高齢化が一層進行している。

1の表と併せ、この少子高齢化、核家族化の傾向は、家族の介護力の低下、ひいては要配慮者の増加を招いているといえる。

〈年齢階層別人口の推移〉

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
総人口	31,935	100.0	30,657	100.0	28,644	100.0	26,426	100.0	23,993	100.0
0～14歳	4,369	13.7	3,782	12.3	3,269	11.4	2,676	10.1	2,126	8.9
15～64歳	19,594	61.4	17,970	58.6	15,891	55.5	13,591	51.4	11,755	49.0
65歳以上	7,968	24.9	8,872	28.9	9,404	32.8	10,065	38.1	10,112	42.1
年齢不詳	4	0.0	33	0.0	80	0.0	94	0.0	0	0.0

(各年国勢調査)

2 産業

本市の就業人口は11,845人(平成27年国勢調査)であり、年々減少を続けている。産業別就業人口比率では、第1次産業が686人(5.8%)、第2次産業が3,499人(29.5%)、第3次産業が7,424人(62.7%)となっている。

3 交通

(1) 道路

市街地を中心にして東西方向では、国道2号、国道432号と沿岸部の国道185号が幹線道路を形成し、内陸部の山陽自動車道、広島空港に接続している。

(2) 鉄道、バス、港

JR呉線があり、通勤、通学に利用され、上り線では三原駅、下り線では広島駅において山陽新幹線・山陽本線と直結し、重要路線としての役割を果たしている。

市域内には、吉名、竹原、大乘、安芸長浜、忠海の各駅がある。路線バスは、竹原駅を起点又は通過点として芸陽バス(株)が運行している。

一方、航路では、竹原港から大崎上島へフェリー、忠海港からは大三島へフェリーが運航しており、大崎上島町、大久野島、盛港(大三島)へ旅客定期便が発着している。

第7節 過去の災害及び被害想定

第1 過去の災害状況

本市における過去の災害発生状況を見ると、その主なものは台風と豪雨によるものであるが、近年、既往最大の災害を越える災害が各地で発生し、本市においても起きる可能性がある。

このことを踏まえて地区別の被害想定を行い、災害対応や具体的な対応方策を検討しておく必要がある。

竹原地区における過去の風水害としては、次にあるように特に昭和20年9月の枕崎台風と昭和42年7月の豪雨災害は大きく、多大な被害を受けている。

発生年月日	種別	降雨量・風速	浸水被害	人家等被害	人的被害
昭和20年9月17日	台風	最大風速 30.2m/S 1日間降雨量 195 ㍓ 1時間降雨量 57 ㍓	床上浸水 24,168 戸 床下浸水 28,358 戸	家屋全壊 2,127 戸 家屋半壊 3,375 戸 家屋流出 1,330 戸 山崩れ・道路決壊	死者・行方不明者 2,012 人
昭和35年7月8日	豪雨	約半日間に 140 ㍓	床上浸水 80 戸 床下浸水 400 戸 田畠冠水 300 ha	家屋全壊 8 戸 家屋半壊 6 戸 山崩れ 26 箇所	1名死亡 4名負傷
昭和42年7月8日～ 7月9日	豪雨	7月8日から9日 夕方までに 223 ㍓	床上浸水 410 戸 床下浸水 2,852 戸 農地埋没 6.7 ha	家屋全壊 31 戸 家屋半壊 34 戸 山崩れ 106 箇所	9名死亡
平成30年7月5日～ 7月7日	豪雨	7月5日から7日 朝方までに 489 ㍓ 1時間降雨量 52 ㍓	床上浸水 35 戸 床下浸水 232 戸	家屋全壊 35 戸 大規模半壊 44 戸 家屋半壊 332 戸 山崩れ 179 箇所	6名死亡 うち関連死2名 負傷者4名

※ 上記表、昭和20年9月17日の台風（枕崎台風（最低海面気圧枕崎上陸時916.1hPa））は、広島県全体の被害状況を示す。

第2 被害の想定

災害は、台風、大雨などの風水害のように比較的予測が可能なものと、地震、爆発、大火のように予知や予測ができないものがある。

本市は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると、最もその発生頻度の高い災害として、台風による暴風雨、梅雨末期の集中豪雨による河川のはん濫、がけ崩れ、溪流の土石流等が挙げられる。したがって、本計画では、過去、最も被害の大きかった平成30年7月豪雨災害及び令和3年7月の大雨災害を基準とした計画とするものである。

また、地震による被害の想定については、震災対策編に定めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定め、その内容は次のとおりとする。

- 1 市域の保全に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 住民の防災活動の促進に関する事項
- 4 調査、研究に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 広域避難の受入れに関する事項

第2節 市域の保全に関する計画

第1 目的

この計画は、災害に強い市域を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか竹原市強靱化地域計画の定めるところによる。

第2 現況及び対策

1 治山

(1) 実施責任者

県、市、近畿中国森林管理局

(2) 現況

本市は、沿岸部の保水性の乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、平地の少ない急峻な地形等から集中豪雨や台風による災害を受けやすい状態にある。また、時代の変遷により過疎化・高齢化が急激に進むとともに労力不足が顕著になり、森林の管理が行えないことから森林の荒廃が進んでいる。さらに、急傾斜地域を多く抱えている本市では、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

資料編 ・ 山地災害危険地区一覧 p. 7

(3) 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等の計画的な実施を働きかけていくほか、市が実施主体となる対策事業を実施していく。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等の推進について、県に働きかけていくものとする。

2 河川

(1) 実施責任者

県、市、中国整備局、ダム管理者

(2) 現況

本市には、賀茂川をはじめ、これらに合流する田万里川、葛子川など、小河川が存在する。河川維持修繕工事及び河川改良工事が進められているが、近年都市化に伴う宅地化の進行等により、豪雨等の場合、短時間に増水し河川のはん濫、護岸崩壊等の被害をもたらすおそれがある。

(3) 対策

地域の実態に応じて、護岸改修及び危険箇所の再点検を図るとともに、土石流の発生しやすい河川についても、流域の土地利用計画を見定めながら必要な河川事業・水防事業の推進に努めるものとする。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

二級河川本川流域については、特定都市河川であるため、河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、本川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

3 砂防

(1) 実施責任者

県、市、中国整備局

(2) 現況

本市には、台風や集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により居住者、その他の財産等に被害を生ずるおそれのある箇所がある。

また、本市の地質は酸性岩が多く分布し、花崗岩が主なものである。花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域数が数多くある。

資料編	・ 土石流危険渓流一覧	p. 19
	・ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	p. 26
	・ 急傾斜地崩壊危険区域一覧	p. 37
	・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	p. 41

(3) 対策

砂防や急傾斜地崩壊対策については、関係住民の理解と協力を得ながらパトロールの強化に努めるとともに、県に対して法指定の促進、また「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「重要交通網等を含む危険箇所」及び「社会福祉施設等要配慮者関連施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施するよう働きかけていく。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行い、土砂災害による被害抑制対策を推進するよう、県に働きかけていくものとする。

4 海岸

(1) 実施責任者

県、市、中国地方整備局

(2) 現況

本市は、瀬戸内海に面し、延長約 22km の海岸線を有している。平坦地が少なく、沿岸部に形成される市街地などは、台風による暴風、波浪や高潮、津波による被害が発生しやすい状況にある。

これらの海岸区域については、海岸法に基づいて海岸保全区域に指定されている区域がある。

資料編 ・ 海岸保全区域一覧 p. 96

(3) 対策

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

5 ため池

(1) 実施責任者

県、市、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）いる。

(2) 現況

本市では、資料編に掲載のとおり防災重点ため池が多く存在している。

資料編 ・ 防災重点ため池の現況 p. 92

(3) 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

6 まちづくり

(1) 実施責任者

県、市

(2) 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

(3) 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

8 建築物

(1) 実施責任者

県、市

(2) 現況

東南海・南海トラフ地震の将来 30 年間の発生確率が 70～80%とされている中、県内の建築物の耐震化率は 8 割強と耐震化が進んでいない。

地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

(3) 対策

県は、建築物の耐震化推進については、市町が実施する取組を支援する。

県及び市は、住宅の台風被害防止対策に関しては、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める。

9 空家

(1) 実施責任者

市

(2) 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

(3) 対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

10 盛土

(1) 実施責任者

県、市

(2) 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

本市には、これまでの調査により、5箇所の大規模盛土造成地が存在することを確認しており、結果をマップとして公表している。

(3) 対策

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

市は、大規模盛土造成地の安全性の確認を行い、危険性が高い箇所については滑動崩落防止等の予防対策を講じる。また、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知ることにより、住民の防災意識を高めていく。

資料編 ・ 大規模盛土造成地の現況 p. 94

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画

第1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

第2 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- 1 水害予防に関する施設・設備
- 2 風害予防に関する施設・設備
- 3 雪害予防に関する施設・整備
- 4 高潮、津波予防に関する施設・設備
- 5 土石流、山崩れ、がけ崩れ、ため池等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- 6 建造物災害の予防に関する施設・設備
- 7 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- 8 災害時における緊急輸送に必要な施設・設備
- 9 その他の防災に関する施設・設備

第3 実施方法

この計画については、総合的かつ効果的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により市防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第3節 住民の防災活動の促進に関する計画

第1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき、活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 防災教育

1 目的

各種の災害について必要な防災知識の普及と防災意識の高揚を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等にも周知徹底し、災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 実施内容

(1) 防災思想の普及、徹底

市は、市民が、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波等過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

(2) 住民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業等と連携して、災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、地域交流センター等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織等地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

国、県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は資料の提供などの協力を行う。

ア 普及・啓発内容

- (ア) 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- (イ) 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- (ウ) 火薬、危険物等の保安に関する知識
- (エ) 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- (オ) 建築物に対する防災知識
- (カ) 土砂災害等の災害危険箇所に関する防災知識
- (キ) 文化財、公共施設等に関する防災知識
- (ク) 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- (ケ) 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- (コ) 適切な避難行動の実践に必要な知識
- (サ) 基本的な防災用資機材の操作方法
- (シ) 性暴力、DVなどの「暴力は許されない」意識
- (ス) 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- (セ) その他防災意識の普及・啓発に必要な事項

イ 実施方法

- (ア) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及・啓発
- (イ) 広報車、告知放送設備による普及啓発
- (ウ) 広報「たけはら」、市ホームページ等の広報媒体による普及啓発
- (エ) 映画、スライド等による普及啓発
- (オ) 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- (カ) 学校教育を通じての児童、生徒等に対する周知徹底
- (キ) その他時宜に即した方法による普及啓発
- (ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

(3) 市民の役割

平常時及び災害時における市民の主な活動は、次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
(1) 家や塀の防災性の向上を促進する。	(1) 我が身の安全を図る。
(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。	(2) 火の始末、消火をする。
(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。	(3) 我が家、家のまわりの被害点検をする。
(4) 消火器、消火用水の準備をする。	(4) 救助活動、自主防災組織の活動へ参

(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。	加する。
(6) 緊急医薬品等の準備をする。	(5) 情報の確認、伝達に努める。
(7) 生活必需品の準備をする。	(6) 災害が発生したときには避難所へ避難する。
(8) 非常用持ち出し袋など防災用品の準備をする。	
(9) 防災講習会、訓練に積極的に参加する。	
(10) 家庭内で対応措置の話し合いをする。	
(11) 自主防災組織に積極的に参加する。	

第3 防災訓練

1 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとするを目的とする。

2 実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね以下の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

なお、市は、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

- (1) 災害広報
- (2) 避難誘導
- (3) 消火活動
- (4) 水防活動
- (5) 交通規制
- (6) 救護活動
- (7) 非常無線通信
- (8) 消防広域応援
- (9) 他の市町との広域応援
- (10) 自衛隊派遣要請
- (11) 行方不明者の搜索活動
- (12) 食料供給・給水活動
- (13) 緊急道路の確保
- (14) 緊急物資の輸送
- (15) 通信施設・電力設備・ガス施設・水道施設の応急復旧
- (16) 海難救助、山岳遭難者の救助活動
- (17) 避難救助及び非常招集
- (18) 海上における大規模な流出油等災害対策
- (19) 緊急地震速報を利用した安全確保行動
- (20) その他防災に関する活動

3 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させる。

- (1) 大規模災害発生時における市、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練
- (2) 大規模災害発生時における市、県災害対策本部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第4 消防団の入団促進

1 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

2 実施責任者

県、市

3 実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- (1) 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- (2) (社)全国消防機器協会等の会社社員の入団促進
- (3) 女性消防団員の入団促進
- (4) 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進
- (5) 消防団員の活動環境の整備
- (6) 消防団と事業所の協力体制の推進

第5 地区防災計画の策定等

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- 2 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6 自主防災組織の育成、指導

1 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

2 実施責任者

(1) 市

災対法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

(2) その他の災害予防責任者（防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ）

市が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

3 実施事項

市は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

(2) リーダー養成のための講習会等の開催

(3) 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

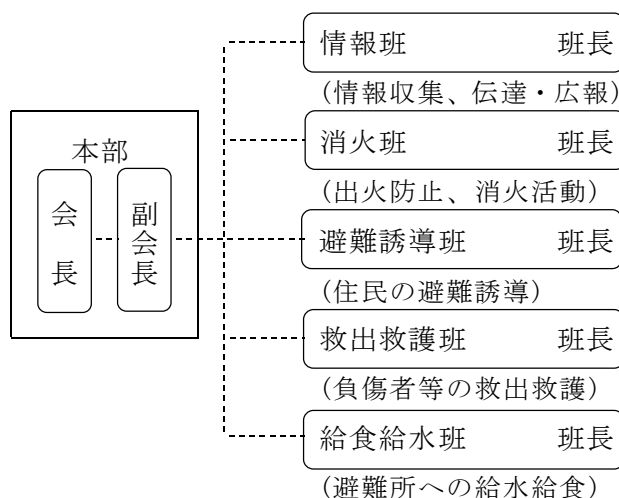
(4) その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

5 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

(2) 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(3) 組織の編成例



6 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 組織の編成と各班の役割を明確にする。

イ 防災知識の普及活動を行う。

(ア) 各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。

(イ) 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、がけ崩れ危険箇所を把握し、地域住民に周知する。

(ウ) 地域内の消防水利を把握する。

(エ) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。

- （オ） 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ウ 防災訓練を行う。
 - 災害時に備えて、情報連絡、消火、給食、給水等の訓練を行う。
- エ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - （ア） 各戸に対して火気使用器具及び場所の点検を指導する。
 - （イ） 各戸に対して易燃性・可燃性物品の点検を指導する。
 - （ウ） プロパンガスボンベの点検を指導する。
- オ 防災資機材を整備する。
 - 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食・給水用資機材等を整備しておく。
- カ 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - （ア） 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。
 - （イ） 地域ごとに収集すべき情報を定めておく。
- キ 住民の避難誘導体制を確立する。
 - 地域内の高齢者、障害者等自力で避難の困難な要配慮者への援助者を事前に決めておく。

(2) 災害時の活動

- ア 自主防災組織の編成及び役割分担の活動体制を確立する。
- イ 市、消防局等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確、迅速に地域住民に周知する。
- ウ 市、消防局等防災関係機関との連絡を密にし、地域の警戒、被害状況の把握等情報収集、伝達、出火防止及び初期消火、負傷者の救護、避難誘導、要配慮者の避難支援、非常時の給食、給水等の必要な活動を行う。

7 県の協力・支援

県は、市町が行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

第7 ボランティア活動の環境整備

1 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

2 実施責任者

県、市、日本赤十字社広島県支部竹原地区及び竹原市社会福祉協議会

3 実施内容

- （1） 市及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

- (2) 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

資料編 ・ 竹原市被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 p.212

- (4) 市及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 日本赤十字社広島県支部竹原地区及び竹原市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市はそれを支援する。
- (6) 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市及び市社会福祉協議会は平常時からボランティア団体との連携を図り、ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努める。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発に努める。

第8 企業防災の促進

1 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

2 実施内容

企業は、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市・県との協定締結や防災訓練への参加等に努めるものとする。

このため、市及び民間団体は、こうした取組みに資する情報提供を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第9 住民運動の推進

1 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

2 実施内容

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

(1) 災害から命を守るための行動目標

- ア 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。
- イ 災害発生危険性をいち早く察知すること。
- ウ 自ら判断して適切な行動を取ること。

(2) 普段から災害に備えるための行動目標

- ア 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
- イ 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第4節 調査、研究に関する計画

第1 目的

この計画は、各種の災害について、常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努め、また被害を最小限にとどめるほか、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

第2 実施事項

- 1 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- 2 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- 3 調査研究の結果の公表

第3 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、市防災会議が関係機関との調整に当たる。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

第2 災害発生直前の応急対策への備え

1 配備動員体制の整備関係

(1) 市の配備動員体制

市長はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

(2) 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

(3) 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

市は、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

2 気象警報等の伝達関係

(1) 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(2) 告知放送設備等による情報伝達

市は、告知放送設備による伝達やインターネット、CATV等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

(3) 伝達手段の多重化、多様化

市は、市民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、テレビ（CATV含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

3 市民等の避難誘導関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

4 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

資料編 ・ 告知放送設備の現況 p. 98

第3 災害発生直後の応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達関係

市は、災害発生時における非常通信協議会とも連携し、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2 情報の分析整理

- (1) 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。
- (2) 国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared InformationPlatform forDisaster Management））に集約できるよう努める。
- (3) 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の名前等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

3 通信機能の整備関係

- (1) 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめN T T西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。
また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。
- (2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民に速やかに伝達するため、保有する機器の整備・充実に努める。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努める。

- (3) 市は、災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星携帯電話等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。
- (4) 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

- (5) 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保・充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。
- (6) 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。
- (7) 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

第4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

1 自衛隊災害派遣関係

- (1) 市は、平素から、市における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。
- (2) 市は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。
- (3) 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

2 相互応援協力関係

- (1) 市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務ス

ペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

- (2) 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策等派遣制度を活用した応援職員の受け入れ方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第5 救助・救急、医療、消火活動への備え

1 医療、救護活動関係

- (1) 市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合は、県へ速やかに要請できるよう伝達手段を確立しておくものとする。

- (2) 市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

2 消防活動体制の整備関係

- (1) 市及び東広島市消防局（竹原消防署）（以下、「市等」という。）は、大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア 出火防止及び初期消火

市民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

- (2) 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 大地震等発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

オ 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

キ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

3 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

第6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

市は、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び市が選定する救援物資選定拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

市は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

第7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

1 避難対策のための整備関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

2 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

3 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始し

ない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

4 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や自治会等、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- (1) 避難所、集落、世帯での水、食料、日用品等の備蓄
- (2) I P通信網、C A T V網、衛星通信など情報通信手段の整備
- (3) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- (4) 避難計画の整備や避難訓練の実施

5 感染症の自宅療養者等対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県の保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、県の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

6 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする

第8 救援物資の調達・供給活動への備え

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

1 食料供給関係

- (1) 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておくものとする。

2 給水関係

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(1) 水道施設の耐震性向上

- ア 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- イ 老朽管路の更新等

(2) 緊急時の給水確保

- ア 配水池の増強
- イ バックアップ機能の強化
- ウ 応急給水拠点の整備
- エ 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(3) 迅速な緊急対応体制の確立

- ア 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- イ 訓練の実施
- ウ 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

資料編 ・ 給水器具の保有状況 p.114

3 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4 救援物資の調達・配送関係

県内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

市は県と連携し、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第9 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、燃料の確保等に関する協定を締結するとともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるとともに、災害発生後においては、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

第10 電源の確保

国、県、電気事業者は、それぞれが所有する電源車の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県及び市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するにあたっては、事前に関係機関との調整を図るものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第11 倒木等への対策

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

第13 建設業等の担い手の確保・育成

市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第14 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第15 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び人権センターが連携し、

平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第16 文教関係

1 避難計画の作成

学校の管理者は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を策定する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

2 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

3 園児・児童・生徒に対する防災教育

(1) 公立学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(2) 高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

4 学校施設の耐震化

市は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、学校施設の耐震化及び体育館等の付帯設備、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化は完了済みである。

5 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

6 地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

(2) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

7 教職員に対する研修

市教育委員会は、児童生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

8 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及・啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。

第17 放射線の測定

県は、環境中の放射線の状況について、環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。

市は、県が調査し、ホームページで公表する環境中の放射線の状況に適宜対応ができるよう情報の収集体制や伝達方法の確立に努める。

第18 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

第1 方針

市は、防災関係機関と協力し、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第2 洪水浸水想定区域等の指定

1 洪水想定区域の指定

県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

氾濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する水位周知河川
(市内河川：賀茂川)

2 市地域防災計画で定める事項

洪水浸水想定区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 避難訓練に関する事項

- (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

- (5) これらの施設の名称及び所在地
- (6) 当該施設の洪水予報等の伝達方法

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。

- (1) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

- (2) 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

- (3) 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

- (4) 要配慮者の支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

- (5) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

- (6) 避難訓練の実施

4 高潮浸水想定区域の指定

県は、相当な被害が想定される海岸において、最大規模の高潮が発生した場合の高潮浸水想定区域を指定し、それに基づいて市は地域防災計画やハザードマップを作成・活用する。

5 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、当該市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

第3 ハザードマップの作成

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域等」という。）、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面

表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップに次の事項を記載するものとする。

- 1 市地域防災計画において定められた、洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- 2 指定緊急避難場所に関する事項
- 3 その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 4 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

第4 避難計画の作成等

1 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場、公共施設等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市等と協議して避難計画を作成しておく。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、

円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定避難所の指定・周知

市は、地域交流センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 福祉避難所

(ア) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ウ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

3 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害などの発生の危険性と地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、

台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は、原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路若しくは沿道における土地利用の状況その他の事情を勘案して避難路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15m～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

4 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 避難の誘導

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。県及び市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第5 住民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、高潮、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

市、県及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

県は、土砂災害法第26条及び第29条の規定に基づき、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退き指示の判断に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知し、併せて一般に周知する。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるもの

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するよう努めるものとする。

第6 指定避難所の整備

- 1 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者や関係機関と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
 - (2) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等
 - (3) 要配慮者にも配慮した施設・設備
 - (4) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
 - (5) 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
 - (6) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
 - (7) 指定避難所の電力容量の拡大
 - (8) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- 2 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。
- 3 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 4 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- 5 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

資料編	・ 市内観測所一覧	p. 99
	・ 指定緊急避難場所一覧	p. 103

第7 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人の危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第5節の3 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

第1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立することを目的とする。

第2 災害対策資機材等の対象

- 1 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- 2 医薬品等医療資機材
- 3 防災資機材
 - (1) 救助・救難用資機材
 - (2) 消火用資機材
 - (3) 水防関係資材
 - (4) 流出油処理用資機材
 - (5) 陸上建設機械
 - (6) 被災建築物応急危険度判定資機材
 - (7) 被災宅地危険度判定資機材

第3 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

1 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

2 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民の生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

3 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

(1) 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度、可能な限り1週間分程度を目安に備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

(2) 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

4 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

5 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定し、市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

第4 備蓄及び調達体制の確立

1 食料

(1) 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄量等

ア 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間分程度を目安に食料の備蓄に努める。

市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の2食分程度の備蓄に努める。

イ 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

(3) 食料の調達体制の確立

本編第3章第9節第1「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

2 飲料水

(1) 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 飲料水の調達体制の確立

本編第3章第9節第2「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

資料編 ・ 給水器具の保有状況	p. 114
-----------------	--------

3 生活必需品等

(1) 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄量等

ア 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

イ 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏り防止）、簡易食器類、日用品セット等

(3) 生活必需品等の調達体制の確立

本編第3章第10節第3「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

資料編 ・ 備蓄物資等保有状況	p. 114
-----------------	--------

4 医薬品等医療資機材

災害発生時において、本編第3章第6節第2「医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(1) 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

(2) 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院、災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

(3) 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

5 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(1) 救助・救難用資機材

エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

(2) 消火用資機材

消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(3) 水防関係資機材

土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可搬式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(4) 流出油処理用資機材

吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(5) 陸上建設機械

人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

(6) 被災建築物応急危険度判定資機材

被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

(7) 被災宅地危険度判定資機材

被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

第1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。特に、本市は高齢者人口が年々増加傾向にあり、早急な対応が必要となっている。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

第2 要配慮者に配慮した環境整備

1 災害多言語支援センターの設置

県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、(公財)ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。

2 安全性や利便性への配慮

市は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

3 社会福祉施設、診療所等の配置

市は、新たな地域開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

第3 社会福祉施設、診療所等の安全・避難対策

1 組織体制の整備

市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

2 避難体制の整備

市及び県は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関(消防等)の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関(他市町、県関係団体等)と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

社会福祉施設、学校及び医療施設その他主として防災上の配慮を要するものが利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 施設・設備等の整備

市及び県は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市、県及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第4 在宅の避難行動要支援者対策

1 組織体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

2 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

3 環境の整備

市は、県と連携して、高齢者・障害のある人が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

4 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、広報紙、防災パンフレット等によって防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

5 避難行動要支援者名簿

- (1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (2) 避難行動支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。
- (4) 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など等の避難支援等に携わる関係者に提供し、多様な主体の協力を得ることにより、または、当該市の条例の定めにより、あらかじめ消防機関等の避難支援

等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

6 個別避難計画

- (1) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。
- (2) 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (4) 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (6) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (7) 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (8) 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

7 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

8 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の円滑な避難行動を援護するため、住民自治組織（自主防災組織）、民生委員児童委員、竹原市社会福祉協議会、消防関係機関、竹原警察署、その他の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者とする。

9 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登録する者は、次の各号に該当する者のうち、特に支援の必要があると判断される者で、避難行動要支援者名簿に登録することを希望し、避難行動支援等関係者へ個人情報を開示することについて同意した者をいう。

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1～2級を所持している者
- (3) 療育手帳最重度㊤又は重度Aを所持している者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- (5) 75歳以上の高齢者（一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者）
- (6) その他災害時に自ら情報の収集や避難行動を行うことが困難な者

10 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又記録するものとする。（災対法第49条の10の2）

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 支援等を必要とする事由
- (7) その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

11 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

12 名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿を概ね1年に1度は更新するよう努める。また、転入・転出等による登録及び削除が随時可能なように努める。

13 提供した名簿情報の漏えい防止

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する際には適切な情報管理が図られるよう次の措置を講ずる。

- (1) 避難支援等関係者と個人情報の取り扱いについて協定を締結する。
- (2) 避難支援等関係者に対しては、その担当する地区の範囲に限定して避難行動要支援者名簿を提供する。
- (3) 避難支援等関係者に名簿管理責任者選任届の提出を求め、その提出があった場合においてのみ避難行動要支援者名簿を提供する。

(4) 避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう、また、目的外に利用しないように指導する。

14 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮市は、避難行動要支援者に対して、それぞれ本人の状況に応じた情報入手が可能なように多様な手段を活用して情報伝達を行う。

15 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保を十分に配慮する。

第5 要配慮者への啓発・防災訓練

1 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット、防災マップ等の配布により、災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレット、防災マップの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

2 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

第6 避難誘導体制の整備

1 支援体制の整備

避難行動支援者に関しては、福祉担当部局と連携し事前に複数の援助者を定めておく等、迅速かつ確実に避難できるよう支援体制を整備する。

2 適切な避難誘導

避難誘導に当たっては、消防団、自主防災組織、近隣居住者等が相互に連携協力のもと、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第7 避難行動要支援者用避難所の整備

災害により、特に避難所において長期受入れが必要となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、あらかじめ社会福祉施設と災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

第8 浸水想定区域（洪水・津波）や土砂災害警戒区域域内の要配慮者利用施設の避難体制

1 避難確保計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、これを遅滞なく市長へ報告するものとする。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

2 避難体制の推進

市は、避難確保計画の作成や訓練実施等の取り組みを推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。

3 情報伝達の方法

市から要配慮者利用施設への伝達方法は、登録制メールによるほか、必要に応じ加入電話による直接伝達や職員、消防団員等による口頭伝達など、状況に応じた方法により、確実な伝達に努める。

資料編 ・ 要配慮者利用施設一覧 p. 110

【要配慮者利用施設の区分】

社会福祉施設	社会福祉施設等で次に掲げるもの （児童福祉） ・ 児童福祉法に定める児童福祉施設、障害児通所支援事業のうち児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施する事業 （高齢者福祉） ・ 老人福祉法に定める老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業又は小規模多機能型居宅介護事業を実施する事業所 ・ 介護老人保健施設及び（介護予防）通所リハビリテーション事業所 ・ サービス付き高齢者向け住宅 （障害者福祉） ・ 障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設、障害福祉サービス事業所のうち日中活動系サービス、短期入所又は共同生活援助を実施する事業所及び地域活動支援センター
医療施設	病院、診療所、助産所等（入院病床を有するものに限る。）
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）

第7節 広域避難の受入れに関する計画

第1 方針

基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

第2 被災住民の受入れ

- 1 県から被災都道府県の被災住民の受入れに関する協議があった場合、市は協議に応じるものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- 2 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

第3 被災住民の受入れが不要となった場合

市は、県から被災都道府県の被災住民の受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

第4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長及び市の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達、供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入等に関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 海上における大量流出油等の災害応急対策に関する事項
- 16 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1 組織、動員計画

1 目的

この計画は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。
- (3) 本市における応急対策の分掌は、竹原市災害対策本部条例（昭和39年竹原市条例第35号）の定めるところにより行い、その総合調整は総務企画部危機管理課において行う。

資料編 ・ 竹原市災害対策本部条例 p. 131

3 竹原市防災会議

市防災会議は、災対法第16条第1項及び竹原市防災会議条例（昭和39年竹原市条例第34号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するものである。

資料編 ・ 竹原市防災会議条例 p. 129

4 災害対策本部を設置しない程度の災害

災害対策本部の設置を必要としない程度の災害発生については、竹原市行政組織規則（昭和62年竹原市規則第14号）に基づき、各主管の長においてそれぞれ災害防止にあたり、対策全般の総合調整を総務部長が行う。

- (1) 各主管の長は、それぞれの主管業務に関する災害発生を知った場合、直ちに必要事項を総務部長に連絡する。
- (2) 総務部長は、各主管の長からの報告を集約し、必要な指示を出し、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。
- (3) 災害応急対策実施後、各主管の長は、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等を遅滞なく処理し、その大要を総務部長に報告する。

5 災害対策本部

市は、総合的な対策を講じるために、特に市長が必要と認めるときに基本法第23条の2の規定に基づく竹原市災害対策本部を設置する。

(1) 本部の設置場所

ア 災害対策本部は、原則として市庁舎3階大会議室に設置する。ただし、庁舎が破

損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができない場合は、次の順序により本部を移設する。

(ア) 竹原消防署

(イ) 両庁舎とも使用できない場合は、本部の機能を確保できる他の庁舎に設置する。

イ 本部の所在を明確にするため、市庁舎正面玄関及び本部室前に「竹原市災害対策本部」の標示をする。

(2) 設置の基準

市災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりである。

災害の種類	設置基準	災害対策本部設置に当たっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき。	1 本市に、「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報」が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき。 2 本市に、特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表されたとき。 3 本市の全域又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき。 4 相当の規模に及び被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 5 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。
地震・津波	自動設置	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 気象庁が広島県に「大津波警報」を発表したとき。
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき。	1 市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予想されるとき 2 市内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 4 市内で長周期地震動階級3を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。 5 気象庁が広島県に「津波警報」を発表し、かつ甚大な被害が発生したと予想されるとき。
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき。	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	

(3) 組織

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部の本部長、副本部長及び本部員は、次のとおりとする。なお、本部会議の運営・進行等は危機管理課長が総括する。

本部長	市長（災対法第23条）
副本部長	副市長
本部員	教育長、総務部長、企画部長、市民福祉部長、建設部長、教育次長、消防署長、消防団長、広島県水道広域連合企業団竹原事務所長

イ 本部会議の開催

- (ア) 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。
- (イ) 副本部長及び本部員は、直ちに本部室に参集し、各部の配備体制とそれまでの緊急措置事項を報告する。
- (ウ) 本部会議の協議事項は、災害の状況に応じその都度変わるが、概ね次のとおりとする。

＜本部会議での協議事項＞

- a 本部の配備体制等に関する事。
- b 自衛隊、県及び他の市町への派遣要請に関する事。
- c 避難対策に関する事。
- d 応急医療・救護に関する事。
- e 災害対策経費に関する事。
- f 災害救助法の適用に関する事。
- g その他災害対策の重要事項に関する事。

ウ 本部の運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部の設置が決定された場合、各班は本部に必要な資機材等の確保を行う。

- ア 各防災関係機関の名簿
- イ 被害状況連絡票その他の書式類
- ウ ラジオ(停電時も使用可能なもの)
- エ 停電用照明器具
- オ 通信用機材
- カ 竹原市域の図面、住宅地図等の地図類 など

エ 職務代理者

本部長又は副本部長が不在又は事故にあった場合等、指揮を執ることが困難な場合の職務代理者の順位は、次のとおりとする。

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本 部 長	副市長	教育長
副本部長	教育長	総務部長

オ 体制

本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。

カ 支所班の設置

本庁に災害対策本部を設置した場合、本部のもとに忠海支所に支所班を置き、地域の災害対策に当たらせるものとし、班長には支所長をもって充てる。

キ 現地災害対策本部の設置

- (ア) 市は、災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (イ) 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

ク 県の現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、県の現地災害対策本部と緊密に連携を図る。

ケ 職員の応援体制

災害の規模その他の状況により、対策部間又は部内で相互に応援を行うものとする。

コ 組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織及び各部班の分掌事務は別表（61～65 頁）のとおりとする。

(4) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

(5) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の手続

ア 災害対策本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置場所等を告示する。

イ 設置した場合、市長は、防災会議を構成する関係機関に通知する。

ウ 本部を廃止した場合も前号と同様の手続を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部	庁内放送、電話、口頭
関係機関	電話等
一般市民	告知放送設備、メール配信システム、広報車、CATV等
県本部	広島県総合行政通信網、電話
報道機関	電話、文書

(7) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

6 職員の配備及び動員

(1) 配備体制の時期及び内容

ア 災害に対処するため、市長（本部長）は、災害の状況により次に示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。

イ 各班長は、所要の配備要員をあらかじめ指名し、休日や勤務時間外に注意、警戒及び非常体制等の指示を受けたときも、直ちに必要な指示が行えるよう職員の住所及び連絡先を記載した名簿を作成しておく。

ウ 災害対策要員の動員は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

エ 災害時等の配備体制及び配備基準は、次のとおりとする。

種 別	配備体制の内容	配備時期の基準	
		地震発生時	風水害発生時
注意体制	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。	1 市内に震度4の地震が発生したとき。 2 広島県に「津波注意報」が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。(※) 4 その他、副市長が必要と認めたとき。	1 強風、大雨、洪水、高潮、大雪等注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 河川の水位が警戒(氾濫注意)水位を超え、なお水位上昇が予想されるとき。 3 その他、副市長が必要と認めたとき。
警戒体制 (災害警戒本部設置)	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。	1 市内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 広島県に「津波警報」が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。(※) 5 市内で長周期地震動階級3を観測し、かつ、災害が発生したとき。 6 その他、副市長が必要と認めたとき。 (注)1及び4は、副市長が必要と認めたとき。	1 暴風、大雨、洪水、高潮、大雪等警報が発表され、災害の発生が予想されるなど十分な警戒が必要とされるとき。 2 河川の水位が避難判断水位を超え、なお水位上昇が予想されるとき。 3 その他、副市長が必要と認めたとき。
非常体制 (災害対策本部設置)	災害対策本部を設置し、各部において迅速かつ適切に各分掌事務を実施し得る体制とする。	【自動設置】 1 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 広島県に「大津波警報」が発表されたとき。 【市長の命令による設置】 3 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。(※) 4 市内で長周期地震動階級4を観測したとき。 5 大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。	1 暴風、大雨、洪水、暴風雪、高潮警報及びこれらの特別警報等が発表され、又は台風が接近するなど、全庁的かつ総合的な対策が必要とされるとき。 2 災害が発生し、かつ、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあるとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。
緊急非常体制 (勤務時間外の体制)	災害対策本部の初期活動体制を確保するための体制とする。 また、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替え得る体制とする。	【自主参集】 1 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 2 広島県に「大津波警報」が発表されたとき。	

(注) 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

(※) 気象庁による発生した現象及び評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて必要な体制をとる。

(注意体制、警戒体制、非常体制)

(2) 職員参集状況の報告

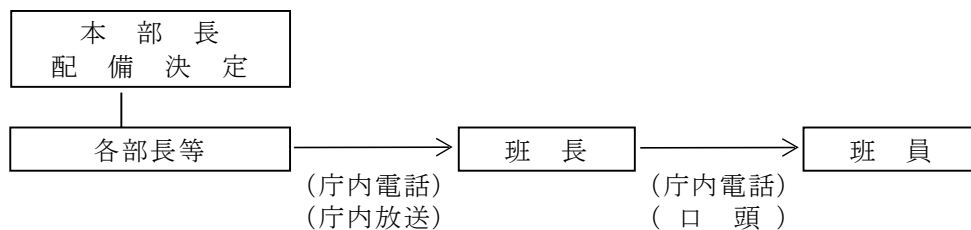
各部（班）は、職員の参集状況について、その累計を班長を通じて総務部総括班に報告する。

総括班長は、職員参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長に報告する。

(3) 勤務時間内における伝達及び動員等

ア 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合には、総務部長は本部長（市長）の指示により配備体制を決定し、各部長等に連絡するとともに、庁内放送、電話等により伝達する。

イ 各部長等は、各班長に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。



(4) 夜間・休日等勤務時間外における伝達及び動員等

ア 夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合には、宿日直者は、災害情報を入手したときには直ちに危機管理課長に連絡し、危機管理課長は総務部長に連絡する。

イ 総務部長は、本部長（市長）、副本部長（副市長）に報告し、本部長の指示を受け、配備体制を決定し、各部長等に伝達する。

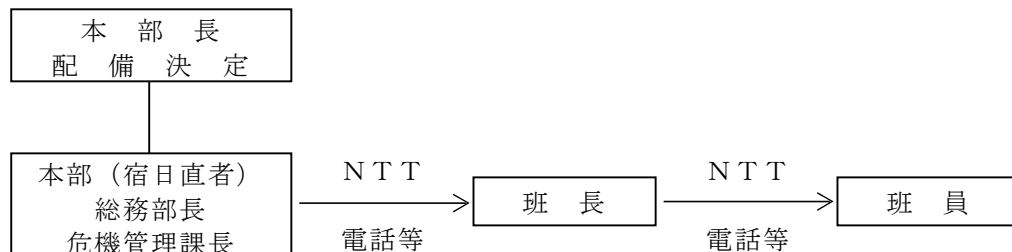
ウ 危機管理課長は、各班長に連絡し、班員を所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

エ 連絡を受けた各班員はテレビ、ラジオ、周囲の状況により情報を収集し、速やかに勤務場所に参集する。なお、参集途上において収集できる被害状況を把握し、班長に報告する。

オ 班長は、参集途上に職員が収集した情報を総務部（情報収集・物資班）に報告する。

カ 道路の損壊、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員は、市の施設（学校・公民館等）へ参集し、班長に連絡するとともに応急活動に従事する。また、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

(5) 各体制による動員の要員は次のとおりとする。



対策部	配備課	注意 体制	災害警 戒本部	災害対 策本部	緊急非 常体制
総務部	総務課	3 ～ 7 名を 配備	人員の 1/3 ～1/2 を配 備	全ての職員 を配備	初動体制要員 （通勤距離 片道 4 k m 以内の職員 （100 人程 度））は、自 動的に所定 場所へ参集 し配備につ く
	財政課				
	税務課				
	危機管理課				
	議会事務局				
	監査委員事務局				
	選挙管理委員会事務局				
	会計課				
企画部	企画政策課	同上	同上		
	産業振興課				
	農業委員会事務局				
市民福祉部	市民課	同上	同上		
	地域づくり課				
	地域支えあい推進課				
	健康こども未来課				
	支所				
建設部	建設課	同上	同上		
	都市整備課				
	下水道課				
教育部	総務学事課	同上	同上		
	文化生涯学習課				
消防部	消防団				
	消防署				
広島県水道広 域連合企業団	竹原事務所				

別表

1 災害対策本部の組織図



別表

2 災害対策本部の事務分掌

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名 (係名)	所掌事務
〈本部付〉 総務部 (総務部長)	総括班 (危機管理課長)	危機管理課 (防災安全担当)	1. 災害対策本部の設置及び本部会議に関すること。 2. 本部会議の運営に関すること。 3. 自衛隊等の災害派遣要請に関すること。 4. 県及び他市町への応援要請に関すること。 5. 気象警報の收受・伝達に関すること。 6. 県等の防災関係機関に対する報告及び連絡に関すること。 7. 避難指示等の避難情報の発令に関すること。 8. 救助隊の宿舎設置に関すること。 9. 災害救助法に関すること。 10. 消防団員の動員に関すること。 11. 消防団員の給食に関すること。 12. 各部との連絡調整に関すること。 13. 他班に属さないこと。
	情報収集・ 受援班 (総務課長)	総務課 (行政係)	1. 市民からの災害情報の受付に関すること。 2. 市有財産（道路・水路・河川・ため池・上下水道施設を除く。）の被害調査及び取りまとめに関すること。 3. 救援物資等の受入・保管・配給に関すること。 4. 自動車の調達及び配車計画に関すること。 5. 被災者物資等の輸送に関すること。 6. 車両の集中管理に関すること。 7. 緊急通行車両の確認申請に関すること。
		総務課 (人事係)	1. 職員の動員及び参集に関すること。 2. 職員、職員の家族の安否確認に関すること。 3. 関係機関から派遣される職員の受け入れ等に関すること。 4. 職員の健康管理に関すること。
		議会事務局	1. 市議会との連絡に関すること。
		監査委員・選挙管理委員会事務局	1. 総務課の応援に関すること。(市民からの災害情報の受付に関すること)
	財政班 (財政課長)	財政課 (財政係)	1. 初動時における総務課の応援に関すること。(救援物資等の受入・保管・配給に関すること) 2. 災害関係の予算に関すること。 3. その他財政措置に関すること。
		(契約管財係)	4. 初動時における総務課の応援に関すること。(市民等からの災害情報の受付に関すること)。
	食料班 (税務課長)	税務課 (収納係) (市民税係) (資産税係)	1. 災害活動従事職員の食料の確保に関すること。 2. 食料の調達・保管・配給に関すること。 3. 応急食糧（炊き出し）の実施に関すること。 4. 罹災証明書の申請受付、調査及び発行に関すること。
	会計班 (会計課長)	会計課 (出納用度係)	1. 総務課の応援に関すること。(救援物資等の受入・保管・配給に関すること) 2. 非常用備品の調達・保管に関すること。 3. 非常用消耗品の購入に関すること。 4. 寄附金の受付及び保管に関すること。

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名 (係名)	所掌事務
企画部 (企画部長)	情報発信班 (企画政策課長)	企画政策課 (秘書企画係) (情報政策係) (DX推進担当) (公共施設再整備担当)	1. 災害情報及び被害情報の発信に関する事。 2. 災害写真・災害資料の収集及び整理に関する事。 3. 各課からの被災状況の集計に関する事。 4. 公共交通機関(輸送)の調整に関する事。 5. 報道機関(新聞・テレビ・ラジオ等)との連携に関する事。 6. 被災地視察者及び見舞者の接待に関する事。 7. 災害時における情報処理システムの管理及び復旧対策に関する事。
	産業班 (産業振興課長)	産業振興課 (商工観光振興係)	1. 商工観光施設及び生産品の被害調査及び取りまとめに関する事。 2. 中小企業者に対する融資・支援に関する事。 3. 災害に関連した失業者の対策に関する事。
		産業振興課 (農林水産振興係) 農業委員会事務局	1. 農林水産物の被害調査及び取りまとめに関する事。 2. 被害農家等の営農指導に関する事。 3. 被災農林水産事業者等に対する支援に関する事。 4. 農林畜水産物の集荷計画に関する事。 5. 農産物の病虫害・家畜伝染病及び森林病虫害等の予防・防除に関する事。 6. 農業団体に関する被害の調査に関する事。
市民福祉部 (市民福祉部長)	環境・避難所班 (地域づくり課長)	地域づくり課 (協働推進係) (人権男女共同参画係) (生活環境係) 市民課 (市民係) (医療年金係)	1. 避難所の開設、管理に関する事。 2. 被災者の安否の問い合わせに関する事。 3. 被災者の収容に関する事。 4. 地域集会所、地域交流センターの被害調査及び応急対策に関する事。 5. し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理に関する事。 6. 遺体の埋火葬に関する事。 7. 災害廃棄物の一時保管場所の選定に関する事。 8. 被災地域の環境衛生に関する事。 9. 広島中央環境衛生組合との連絡調整に関する事。 10. 衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	福祉・防疫班 (地域支えあい推進課長)	地域支えあい推進課 (福祉総務係) (生活支援係) (介護保険係) (高齢者支援係)	1. 福祉部関係の被害調査及び取りまとめに関する事。 2. 社会福祉施設の被害調査及び取りまとめに関する事。 3. 被災保護世帯の応急対策に関する事。 4. 被災者に対する生活保護法による処理に関する事。 5. 福祉避難所の総括・受入調整に関する事。 6. ボランティアに関する事。 7. 災害援護資金等の貸与に関する事。 8. 義援金に関する事。 9. 被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事。 10. 被災地の防疫の手續に関する事。 11. 高齢者、障害者の対応に関する事。
	医療救護・保育班 (健康こども未来課長)	健康こども未来課 (こども福祉係) (こども家庭支援係)	1. 社会福祉施設の被害調査及び取りまとめに関する事。 2. 保育児童の避難に関する事。 3. 医療救護所の開設と救護活動に関する事。

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名 (係名)	所掌事務
		(健康増進係)	4. 被災者の医療及び助産救護に関すること。 5. 被災者の保健指導に関すること。 6. 医療器具・薬剤の調達に関すること。 7. 保健医療機関との連絡調整に関すること。 8. 被災者の衛生状況調査に関すること。 9. 感染症患者の隔離・消毒に関すること。 10. 被災住民に対する心のケアに関すること。 11. 避難所への巡回相談に関すること。
	支所班	忠海支所	1. 被害情報の収集、とりまとめ及び本部への連絡に関すること。 2. 本庁各班との連携に関すること。
建設部 (建設部長)	土木・耕地班 (建設課長)	建設課 (建設総務係)	1. 建設部関係の被害調査及び取りまとめに関すること。
		建設課 (建設維持係)	1. 道路・橋梁・河川・堤防等の公共土木施設の災害対策に関すること。 2. 災害公共土木施設の応急復旧に関すること。 3. 障害物の除去に関すること。 4. 急傾斜地崩壊危険区域施設の災害対策に関すること。 5. 土木関係業者に対する協力要請に関すること。 6. 土木・建築用資材及び機械の調達に関すること。 7. 林道の被害調査に関すること。 8. 農地及び農業用施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 9. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。 10. 農林水産関係施設の復旧に関すること。
	建築・都市施設班 (都市整備課長)	都市整備課 (住宅建築係)	1. 仮設住宅等の建築修理に関すること。 2. 市営住宅の被害調査及び取りまとめに関すること。 3. 市営住宅の災害応急対策及び復旧に関すること。 4. 被災建築物応急危険度判定に関すること。
		都市整備課 (都市計画係)	1. 都市施設（公園等）の被害調査及び取りまとめに関すること。 2. 都市施設（公園等）の災害応急対策及び復旧に関すること。 3. 被災宅地危険度判定に関すること。
	下水道班 (下水道課長)	下水道課 (下水道課)	1. 下水道施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2. 下水道施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
教育部 (教育次長)	教育施設班 (総務学事課長)	総務学事課 (教育総務係)	1. 教育部関係災害の情報収集及び被害調査に関すること。 2. 学校施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 3. 学校施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 4. 教育関係義援金品の受付・配布に関すること。 5. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること。 6. 学校給食に関すること。
	学校運営班 (総務学事課長)	総務学事課 (学事係)	1. 児童・生徒の避難に関すること。 2. 教職員の動員に関すること。 3. 児童・生徒の応急救護及び保健衛生対策に関すること。 4. 教科用図書等の確保・配分に関すること。 5. 災害応急教育の実施に関すること。

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課名 (係名)	所掌事務
	文化生涯学習班 (文化生涯学習課長)	文化生涯学習課 (生涯学習係) (文化財保護係)	1. 文化財の被害調査及び取りまとめに関する事。 2. 社会教育施設の被害調査及び取りまとめに関する事。 3. 社会教育施設の災害応急対策及び復旧に関する事。
消防部 (総務部長) 消防団長 消防署長	消防班 消防団副団長 消防団分団長 消防署副署長 忠海分署長	消防署 消防団	1. 消防職団員の動員に関する事。 2. 消火活動に関する事。 3. 災害の予防、警戒及び防御に関する事。 4. 被災者の救助、救出に関する事。 5. 行方不明者の捜索に関する事。 6. 避難誘導に関する事。 7. 水防活動に関する事。 8. 被害情報の収集及び警報等の伝達に関する事。
広島県水道 広域連合企業団 (竹原事務所長)	庶務連絡班 対策班 (業務係長) (工務維持係長)	竹原事務所 (業務係) (工務維持係)	1. 水道施設等の被害調査及び取りまとめに関する事。 2. 断水時における広報に関する事。 3. 被害地区飲料水の供給に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. 水道施設等の災害応急対策及び復旧に関する事。 6. 水道用資機材の調達に関する事。 7. 水道関係業者の協力要請に関する事。 8. 取水・浄水・送水施設の保安対策に関する事。 9. 水質検査に関する事。 10. 職員の動員に関する事。

第1の2 労働力確保計画

1 目的

この計画は、災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分にその効果をあげることが困難な場合に、労働力の確保について必要な事項を定め、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

3 実施方法

(1) 市職員等の動員

災害応急対策は、市職員及び消防団員をもって実施する。市職員及び消防団員の動員計画は、本編本章第2節第1「組織、動員計画」に定めるところによる。

(2) 民間協力団体等への協力要請

市職員等だけでは十分な災害応急対策の実施が困難な場合には、自主防災組織、自治会、ボランティア等の諸団体の協力を依頼して、必要な労働力を確保する。

(3) 大規模災害時の措置

災害の規模が大きく、市の能力では災害応急対策が完全に実施できない場合には、市長は、災害の状況により次のいずれかの措置を講じて必要な人員を確保し、災害応急対策を実施する。

ア 応援協定による人員確保

(本編本章第5節第2「相互応援協力計画」参照)

イ 自衛隊の派遣要請

(本編本章第5節第1「自衛隊災害派遣要請計画」参照)

ウ 知事、他市町長等への応援要請

(本編本章第5節第2「相互応援協力計画」参照)

資料編	・ 広島県内広域消防相互応援協定書	p. 136
	・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	p. 148

第2 気象情報等の伝達に関する計画

1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を、関係機関及び住民に対し迅速かつ確実に伝達するとともに、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条及び13条の2 水防法第10条第1項
広島県土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の大危険度が高まった場合	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合	気象業務法第13条及び13条の2
	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 注意報

種類		発表基準	
一般の利用に適合するもの	風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。	
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。	
	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
		表面雨量指数基準 (浸水災害)	土壌雨量指数基準(注4) (土砂災害)
		7	117
	大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上になるか、山地で10cm以上になると予想されるとき。	
	濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。	
	雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。	

種類		発表基準
一般の 利用に 適合する もの	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが 40 cm 以上になると予想される時、又は積雪の深さが 50 cm 以上あって最高気温が 10℃ 以上になると予想される時。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるとき。
	着雪注意報	着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが、平地で 10 cm 以上になるか、山地で 30 cm 以上になり、気温 0 ～ 3℃ が予想される時。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。
	霜 注 意 報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※ 4 月以降最低気温が 4℃ 以下と予想される時。
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※ 冬期：最低気温が－4℃ 以下と予想される時。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より 6℃ 以上低いと予想される時。
	波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注 4）が 1.5m 以上になると予想される時。
	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想される時。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	高潮注意報	流域雨量指数基準
		※複合基準
	地面現象 注意報※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	浸水注意報※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

(イ) 警報

一般の利用に適合するもの

種類	発表基準	
暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m／ s 以上、海上で 25m／ s 以上になると予想されるとき。	
暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪を伴い、平均風速が陸上で 20m／ s 以上、海上で 25m／ s 以上になると予想されるとき。	
大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	
	表面雨量指数基準 （浸水災害）	土壌雨量指数基準（注 4） （土砂災害）
	12	153
大 雪 警 報	大雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12 時間の降雪の深さが 15 cm 以上になるか、山地で 25 cm 以上になると予想されるとき。	
波 浪 警 報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注 4）が 2.5 m 以上になると予想されるとき。	
洪 水 警 報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	
	流域雨量指数基準	※複合基準
	賀茂川流域＝14. 9 本川流域＝5. 6	賀茂川流域＝5、9. 4
高 潮 警 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面上 2. 7m 以上になると予想されるとき。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	
地 面 現 象 警報 ※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
浸 水 警 報 ※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	

(ウ) 特別警報

種類		発表基準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。

高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
地面現象特別警報 ※1	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(エ) 水防活動用気象注意報、警報

種 類	発 表 基 準
水防活動用 気象注意報※ ²	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
水防活動用 高潮注意報※ ²	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
水防活動用 洪水注意報※ ²	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
水防活動用 洪水警報※ ²	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
水防活動用 気象警報※ ²	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
水防活動用 高潮警報※ ²	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

- (注) 1 ※印は要素が気象官署のものであることを示す。
 ※¹印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され新たな注意報、警報に切り替えられる。
 3 注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
 4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。
 目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

(オ) 地震等大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整の上で、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整の上で、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合を乗じることなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえで、定期的（概ね1か月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(カ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(ク) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、複数の県にまたがる広域を対象（山口県を除く中国地方4県を対象に「中国地方」で発表する。）に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類水防活動の利用に適合するもの

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(標記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

b 津波予報

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ、短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

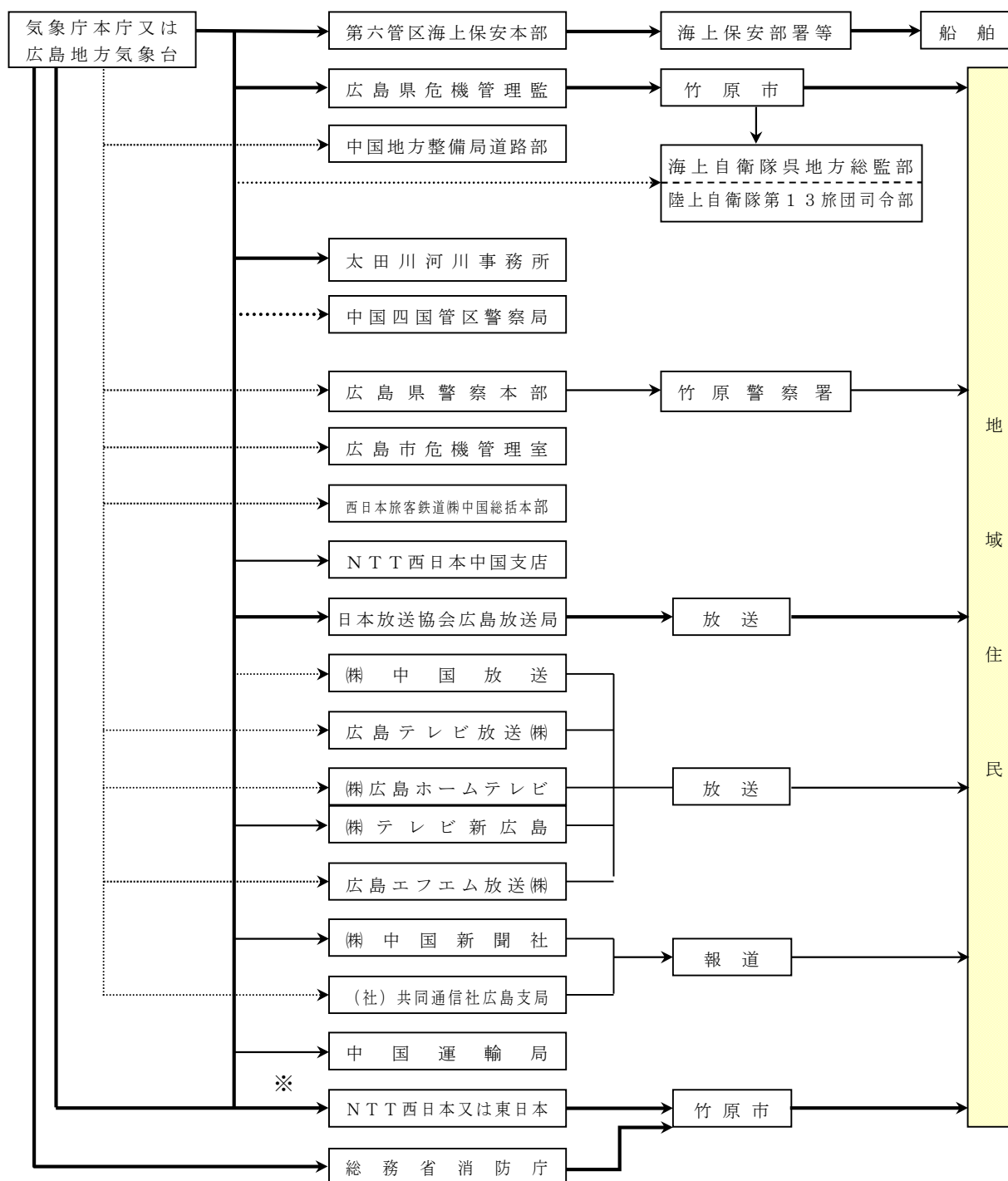
エ 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(4) 気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



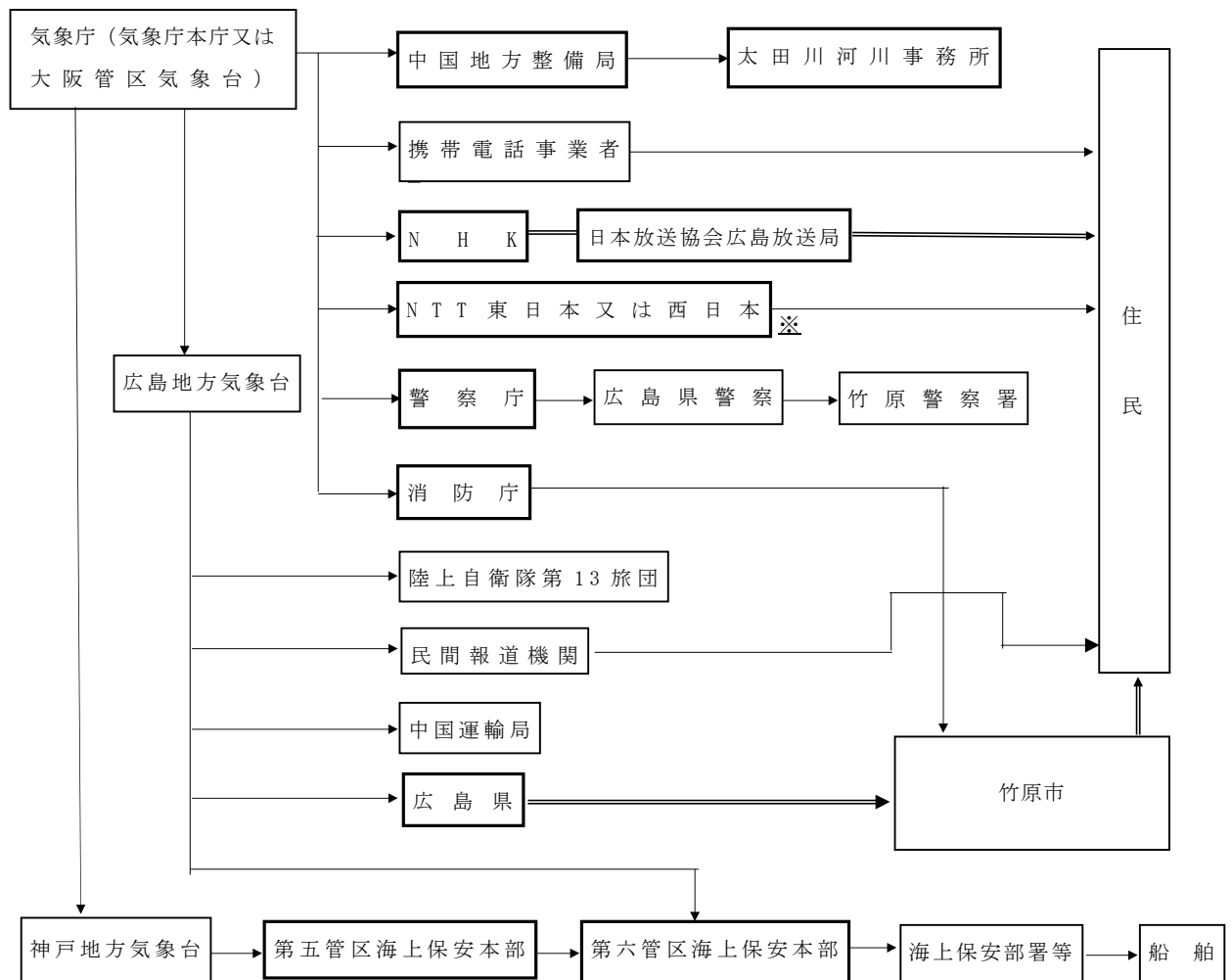
(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。

3 ※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。

4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する

イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- (注)
- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関
 - ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ・※印は、津波注意報の通知は行わない
 - ・日本放送協会広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する

ウ 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

(ア) 第六管区海上保安本部

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係機関に伝達される。

a 伝達経路

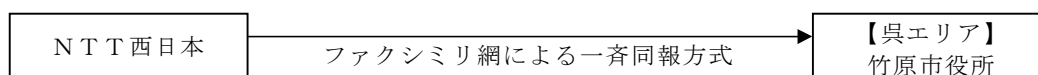


b 伝達方法

- (a) 管内の部署、所属船艇、航空機に対しては、専用通信系により周知させる。
- (b) 一般船舶に対しては、地域航行警報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知する。
- (c) 船舶運航会社、海運組合、漁業協同組合等に対しては、必要に応じ一般加入電話により周知させる。

(イ) 西日本電信電話株式会社

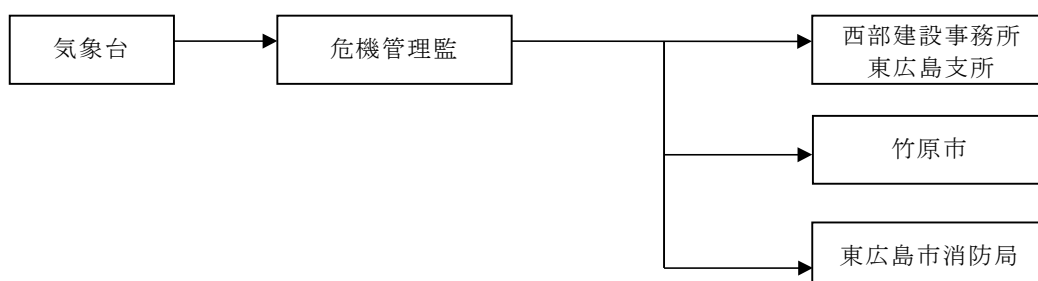
広島地方気象台から通知を受けた警報は、次の経路により市に伝達される。



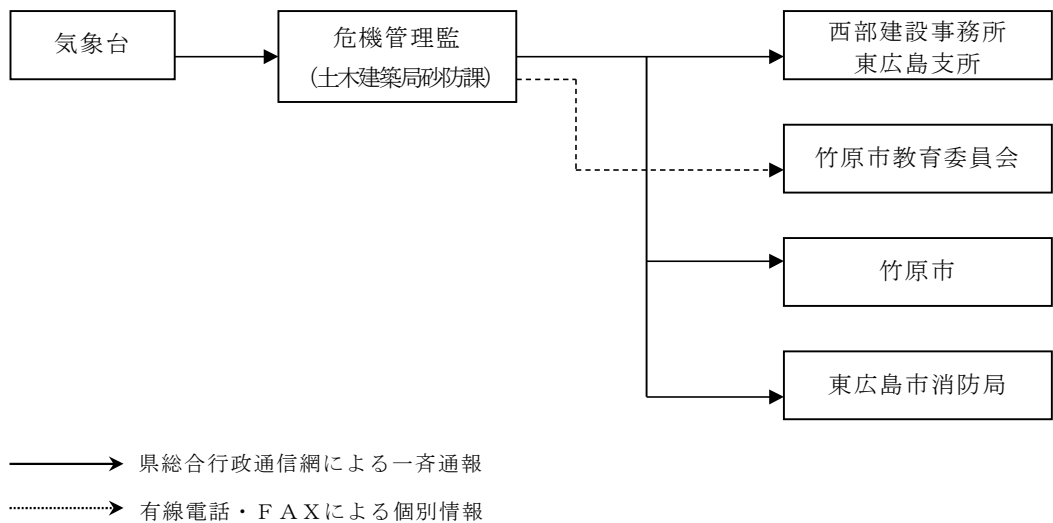
(ウ) 広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係地方機関、市及び東広島市消防局に伝達される。

a 注意報



b 警報並びに土砂災害警戒情報



- (注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「危機管理監」を「災害対策本部」とし、「関係県地方機関」を「災害対策支部」と読み替える。
 2 現地本部が設置された場合の伝達は、災害対策本部が行う。
 3 土砂災害警戒情報が発表・解除された場合の伝達は、土木建築局砂防課が行う（関係機関のみ）。

(エ) 市

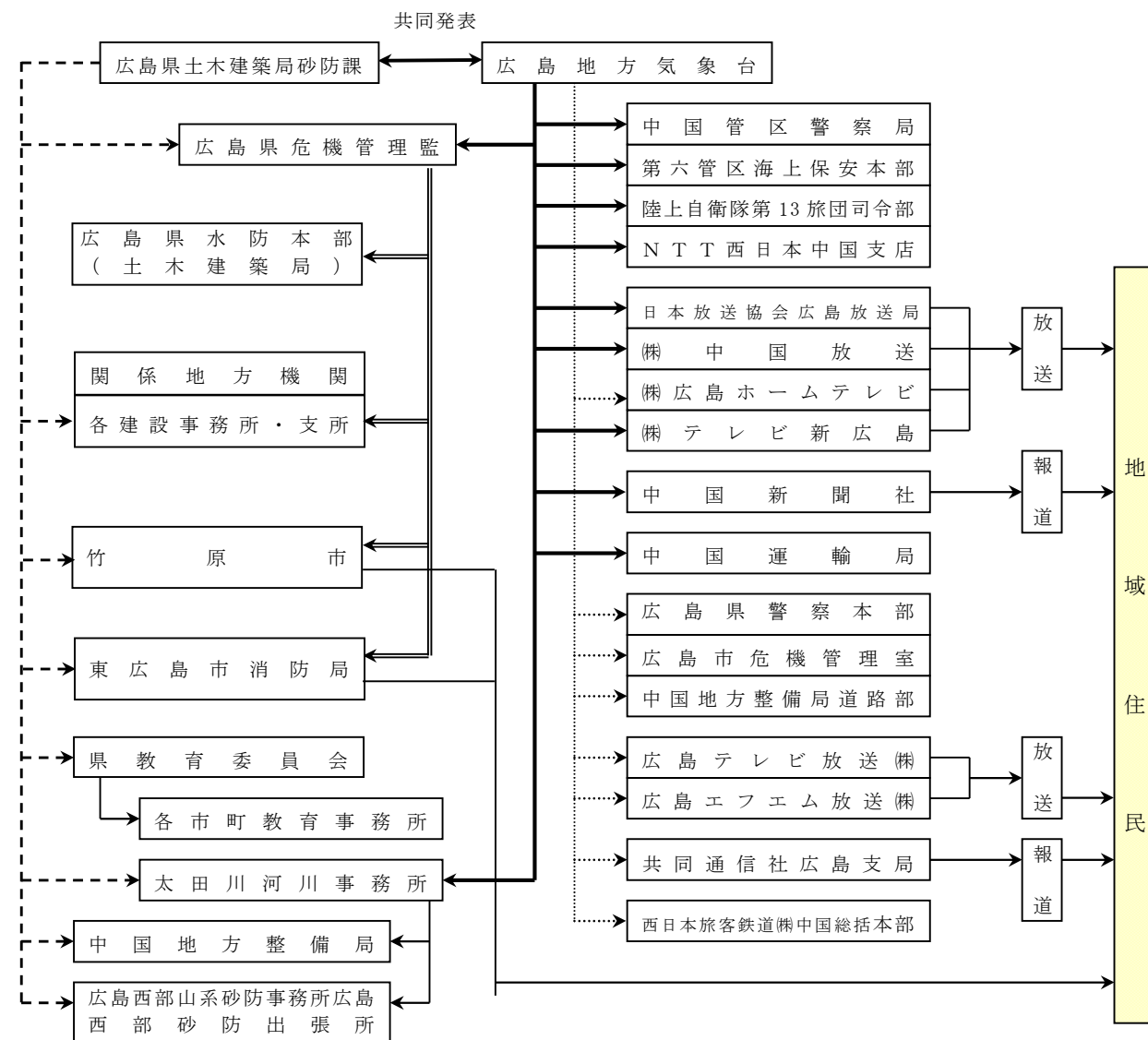
- a 前記ア～ウに定めるところにより気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、告知放送設備、広報車の利用等の方法により速やかに市民に周知させる。
- b 津波警報等の通知を受けた場合は、告知放送設備、広報車の利用等の方法により速やかに市民に周知させる。
- c 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。
- d 河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発表の判断に利用するものとする。

(オ) 放送機関

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は次により放送し、住民に周知させる。

- a 警報、河川洪水予報、土砂災害警戒情報及び津波警報等については、即時に放送を行う。
- b 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

(5) 土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路



—— 防災情報提供システム専用線

==== 広島県防災情報システム

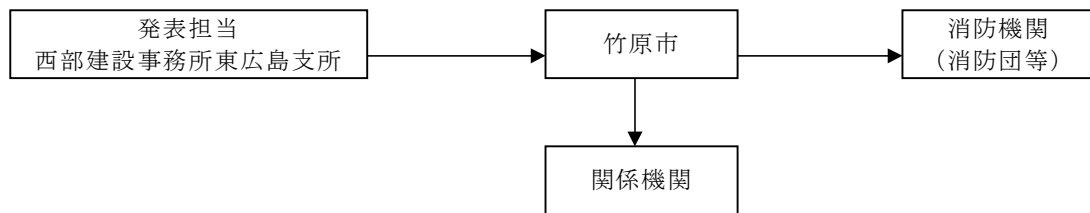
- - - - F A X

..... 専用線以外の副次的な伝達経路（インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

—— 告知放送設備・広報車等

3 水防警報の伝達

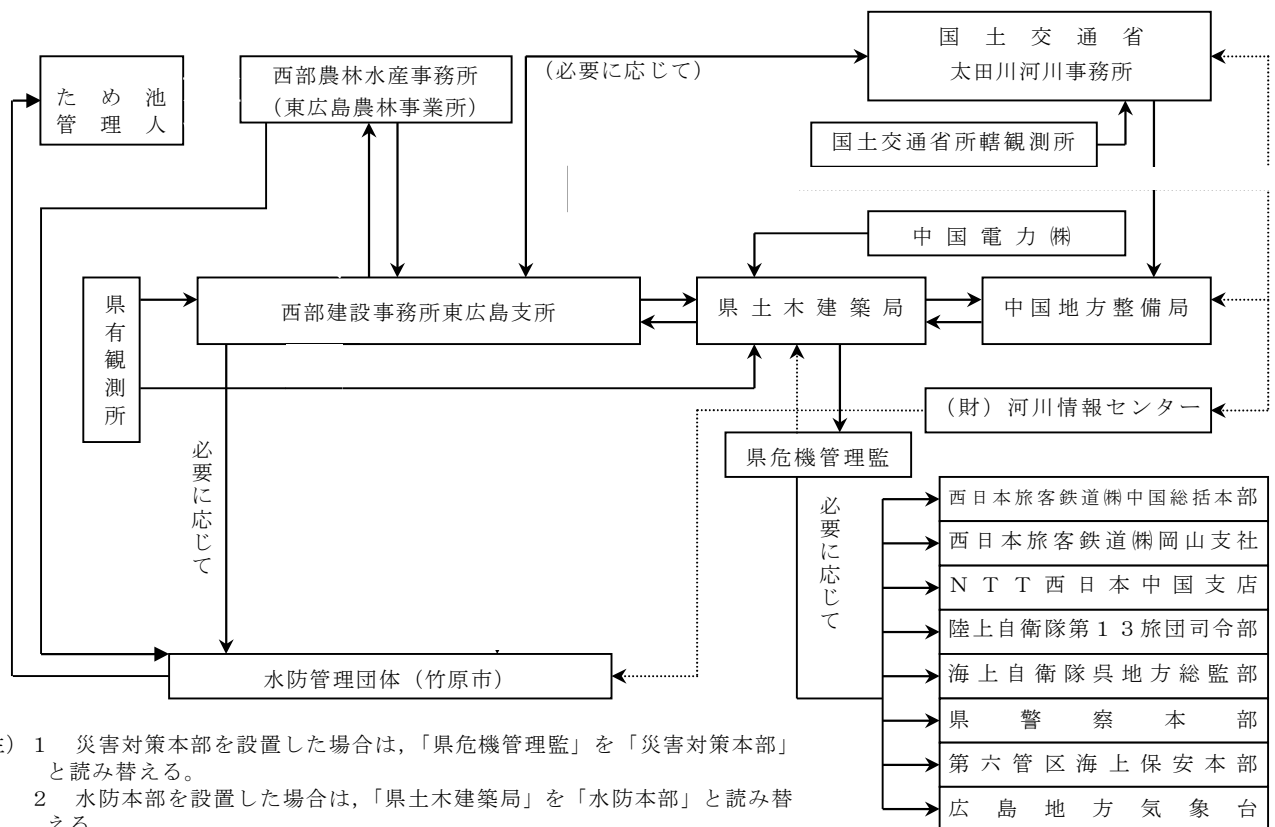
西部建設事務所東広島支所の発表する水防警報の伝達は、次のとおりである。



4 水位、潮位等の通報

広島地方気象台から水位等に関する注意報等が発表された場合、又はその他必要な場合は、市内観測所に設置された観測所から次の経路等により必要な情報を収集する。

なお、市内における観測所は、資料編に掲載のとおりである。



- (注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「災害対策本部」と読み替える。
 2 水防本部を設置した場合は、「県土木建築局」を「水防本部」と読み替える。
 3 破線は(財)河川情報センター端末機による情報入手。

資料編 ・ 市内観測所一覧 p. 98

5 火災予防上の気象通報

(1) 火災気象通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを東広島市消防局に通報する。

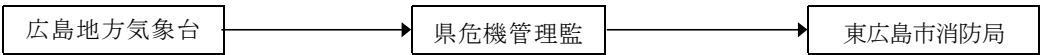
(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、以下の経路により通報する。



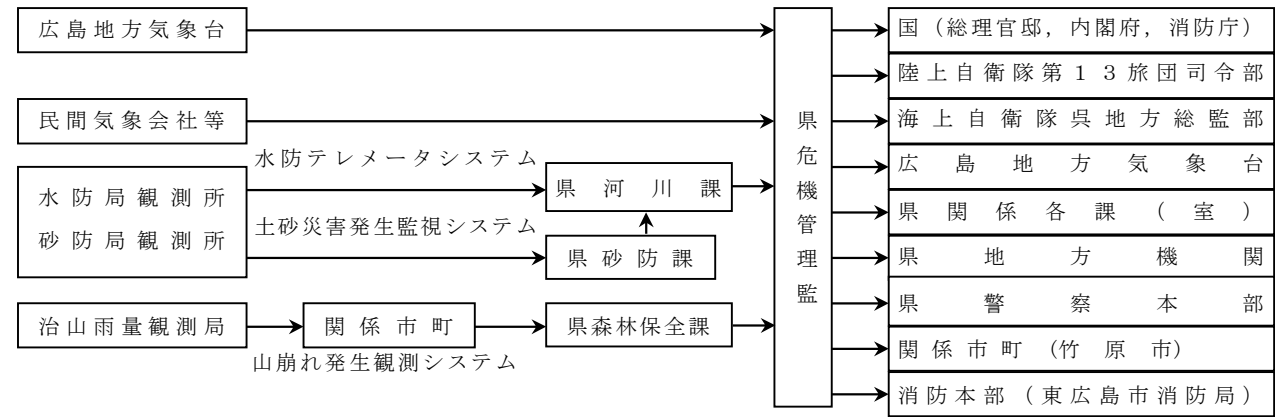
(4) 火災に関する警報

東広島市消防局は、上記(1)の通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める次の基準のいずれかに該当するときは、消防法に定める火災に関する警報を発令する。

火 災 に 関 す る 警 報 発 令 基 準
① 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が35%以下となるとき。
② 実効湿度が65%以下であって、最小湿度が40%を下り、最大風速 8 m／s を超える見込みのとき。
③ 風速10m／s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
ただし、降雨又は降雪中は、発令しないことがある。

6 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



第3 住民等の避難誘導に関する計画

1 目的

この計画は、災害時において、迅速かつ適切な避難対策を実施することにより、住民の生命及び身体の安全、保護を図ることを目的とする。

2 避難の指示

(1) 避難等の指示権者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示等する。	基本法第56条、第60条第1項・3項
知事	同上的場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	基本法第60条第6項
警察官 海上保安官	同上的場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同上	基本法第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	基本法第63条第1項
警察官 海上保安官	同上的場合 市長又は委任を受けた市の職員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同上	基本法第63条第2項
自衛官	同上的場合 市長その他市長の職務を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	基本法第63条第3項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法第28条第1項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法第28条第2項
消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同上	水防法第21条第1項
警察官	同上的場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法第21条第2項

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
知事、その命を受けた 県職員、 水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第29条
知事、その命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法第94条

(2) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3) 避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(4) 高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(5) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を、告知放送設備、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図

る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

(6) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、こういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。

市は、危険な急傾斜地域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(7) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 市は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

ク 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(8) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 報告

(1) 避難指示等を行った場合

市長は、災害対策基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

開設後直ちに、総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

(ア) 避難指示を発令した場合、その理由、地域名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。

(4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

開設後直ちに、総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導にあたる者

ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼少児、高齢者、障害者等要配慮者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に支援者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

6 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

7 土砂災害に係る避難対策

- (1) 市は、土砂災害防止法第6条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）ごとに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 市は、水防法第14条の規定により指定された浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知させるよう努めるものとする。

第3節 災害発生後の応急対策

第1 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

市における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 消防機関、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- エ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- カ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- キ マスコミの報道
- ク 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- ケ 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

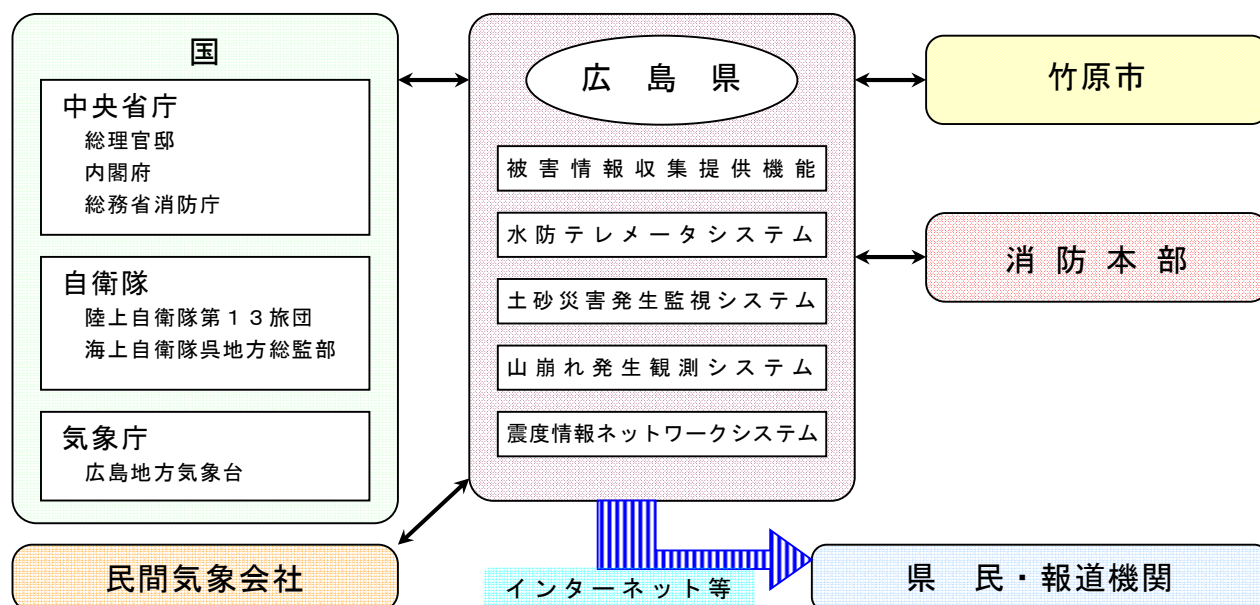
- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- ウ 告知放送設備、CATV活用
- エ 登録制メール、緊急速報メールの活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

資料編 ・ 告知放送設備の現況	p. 97
-----------------	-------

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

広島県防災情報システムの概念図



3 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 災対法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前記の場合において急施を要するときは、市長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

市は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

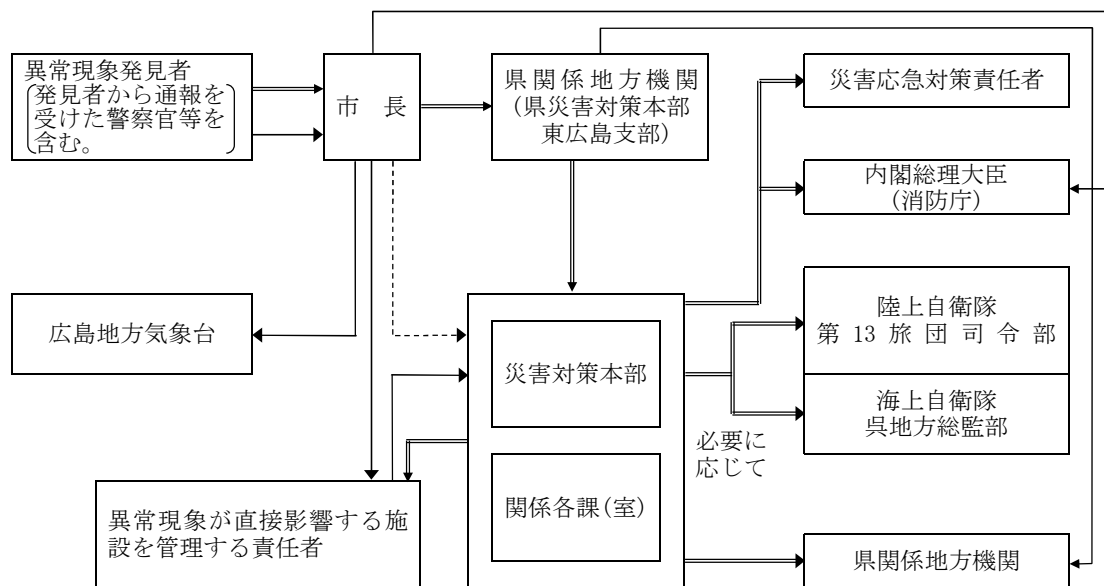
(1)、(2)の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

市及びその他の災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 県災害対策本部が設置された場合の経路

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行う。



- (注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市長が行う経路手続を準用し、その旨をその異常現象発生地域の市長に通知する。
- 2 $\Rightarrow$ は通常の場合の経路であり $\longrightarrow$ は緊急を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。
- 又、 $\dashrightarrow$ は緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。なお、県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

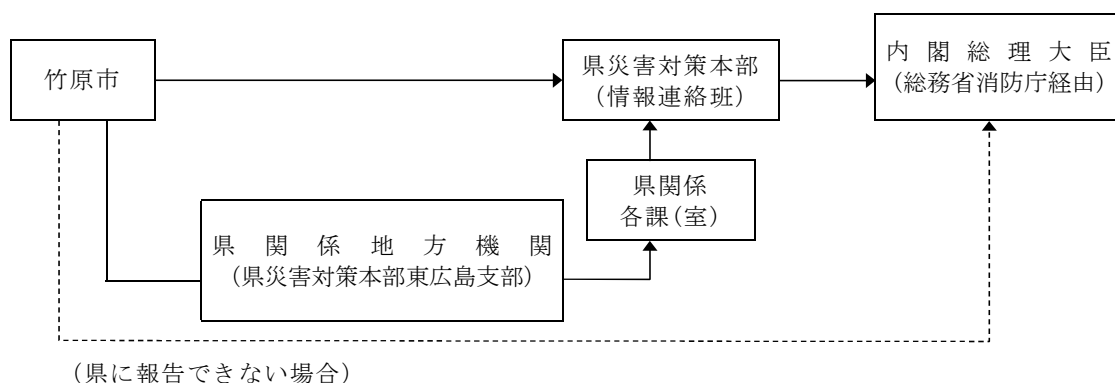
市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災対法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）

区分		平日（9：30～18：15） ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77―048-500-90-49013	77―048-500-90-49101～49103
	F A X	77―048-500-90-49033	77―048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編掲載の「災害発生報告」により行う。

資料編 ・ 災害発生報告 p.224

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、東広島市消防局はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、東広島市消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生報告

市が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

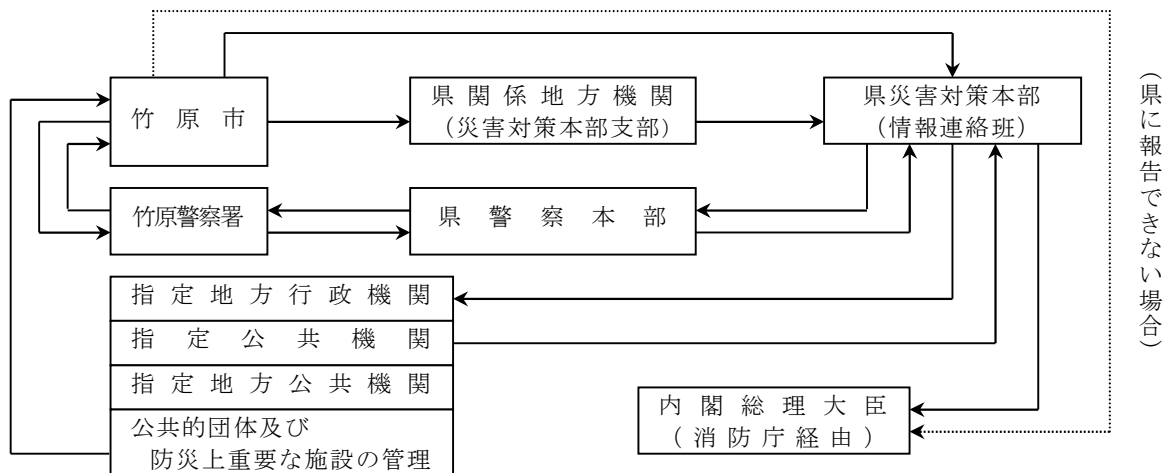
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。)



イ 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、被害状況の報告は、資料編に掲げる被害総括表により行うものとする。

資料編	・被害総括表	p. 225
	・被害程度の判定基準	p. 227

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

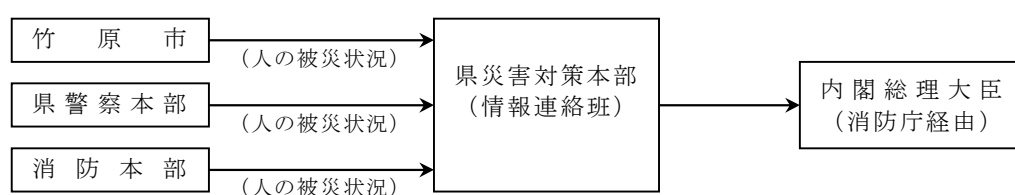
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

(3) 人の被害についての即報

市、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



第2 通信運用計画

1 目的

災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図ることを目的とする。

2 広島県総合行政通信網の活用

市及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、災害時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市及び消防本部とは、衛星系回線及び地上系回線（補完系）で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 他の機関の通信施設の利用

災害時に利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設
- (2) 消防通信施設
- (3) その他民間施設
- (4) 携帯電話等

4 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の優先利用の申し込み

市は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込み先	申し込みダイヤル番号
116 センター	「116」

(2) 非常電報・緊急電報の申込み

市は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常電報・緊急電報の申込みを行う。

申 込 先	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

市は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

市は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116 センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

※ 一般の電話申込みも、この番号。

5 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災対法第57及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

6 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、県災害対策本部と災害対策支部及び市間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

さらに必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

資料編 ・ 災害通信活動協定書 p. 168

7 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

8 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

第1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

第2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

第3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次に掲げる活動を行う。

- 1 被災状況等の偵察、情報収集活動
- 2 救急・救助活動
- 3 救援隊・医師等の人員搬送
- 4 救援物資・資機材等の搬送
- 5 林野火災における空中消火
- 6 その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

第4 活動拠点の確保

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- 1 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- 2 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

資料編 ・ ヘリポート適地の状況	p. 124
------------------	--------

第5 安全運航体制の確保

- 1 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全運航体制を確立する。
- 2 航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。
- 3 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
- 4 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- 5 ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確立する。

第6 支援要請手続

- 1 出動要請

市長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

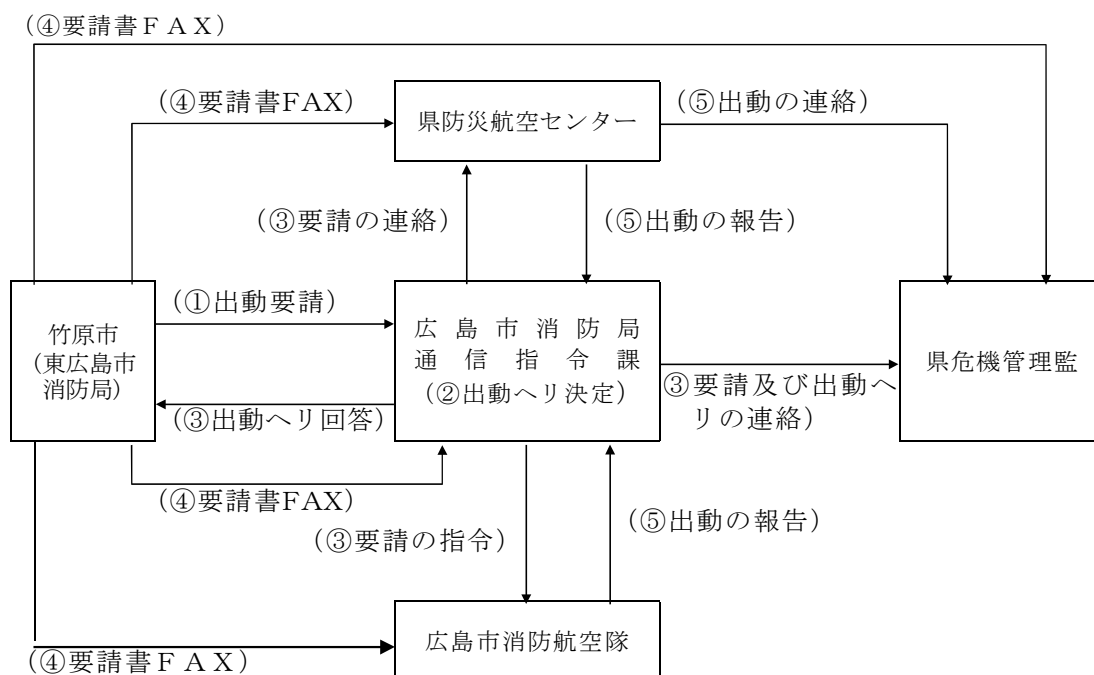
2 支援の原則

市長から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

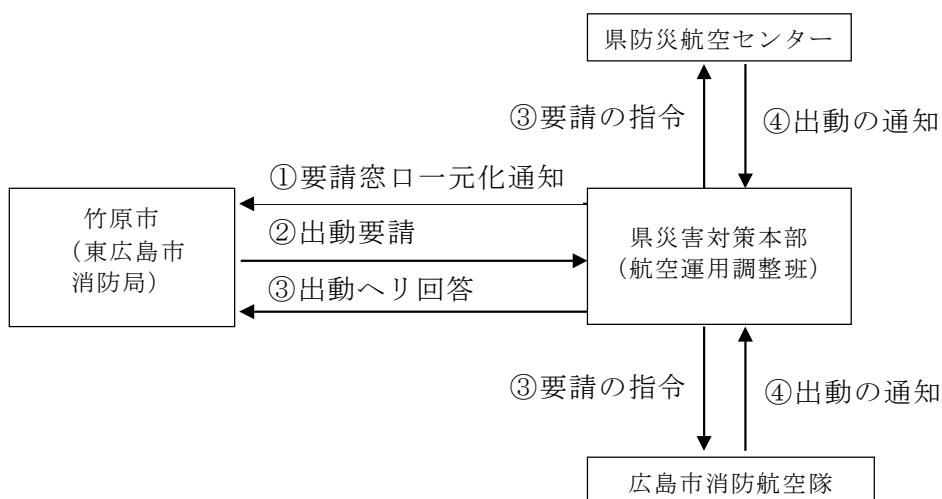
3 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は、次の図による。

(1) 通常災害時



(2) 大規模災害時



第7 各機関への対応要請

1 県警察

県は、必要に応じて、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

2 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

3 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第5節第1「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

4 他県への応援ヘリコプターの要請

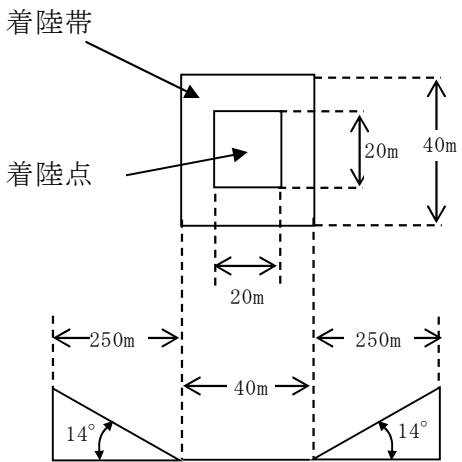
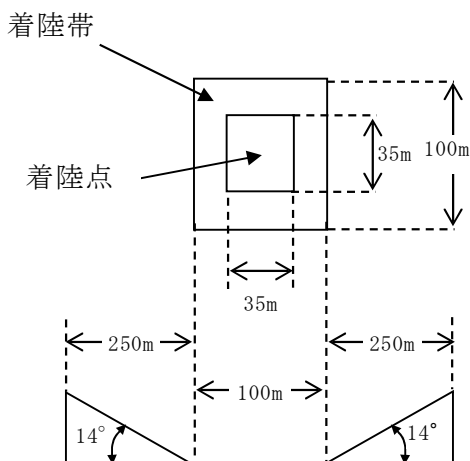
県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（総務省消防庁）等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

第8 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 A109E  海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 HCH-101	

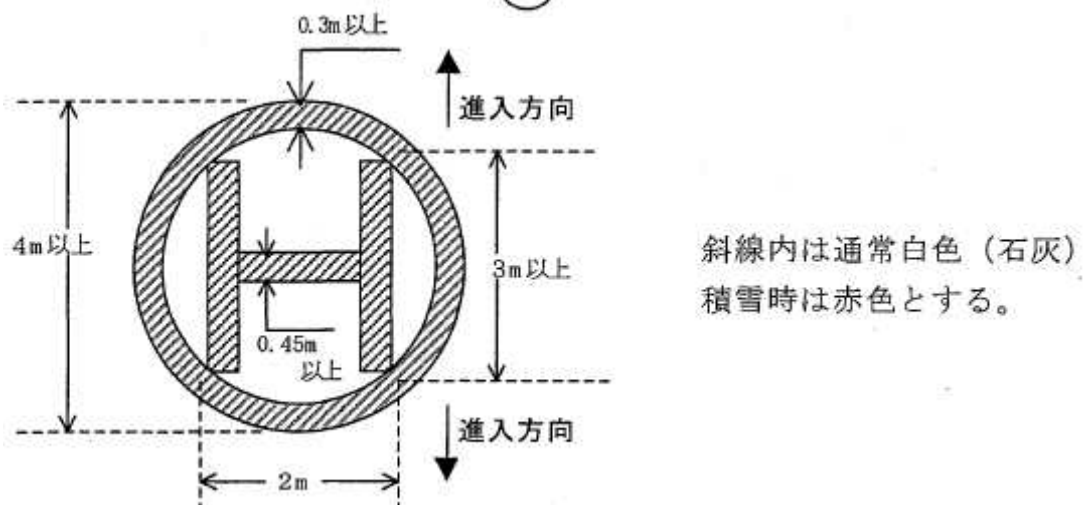
2 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入体制に万全を期すこと。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪する。

- (2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- (3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をする。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。これが準備できない場合には航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- (5) 着陸地点には以下の図を標準とした  を表示する。



- (6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (7) 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。
- (8) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、市及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び災対法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請要求の対象となる応急対策の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求するに当たっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

- (1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づき、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要する

ときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請者連絡先及び連絡方法

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
(県知事) 県危機管理監危機管理課	広島市中区基町 10-52	082-228-2111 (内線 2783～6) 082-511-6720 (直通) 082-228-2159

イ 要請先及び連絡方法

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 13 旅団司令部 第 3 部 (防衛班)	安芸郡海田町寿町 2-1	082-822-3101 内線 2410 2440 (当直幕僚)
海上自衛隊呉地方総監部防衛部 オペレーション	呉市幸町 8-1	0823-22-5511 内線 2823 2222 (当直)
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部運用課	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 内線 2348 2203 (SOC 当直)

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第 13 旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本編本章第 3 節第 1 「災害情報計画」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

市長は、自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長に派遣部隊の受入れ体制を整

備させるとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

- (2) 市は、災害派遣を依頼した場合、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市における派遣部隊の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が、市及び関係機関と緊密な連絡をとるために必要な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による）
- (カ) 船艇が使用できる岸壁

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費
(民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。)
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に対して自衛隊の撤収を要請する。

第2 相互応援協力計画

1 目的

この計画は、大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他市町や県等の協力を得て応急措置を実施することを目的とする。

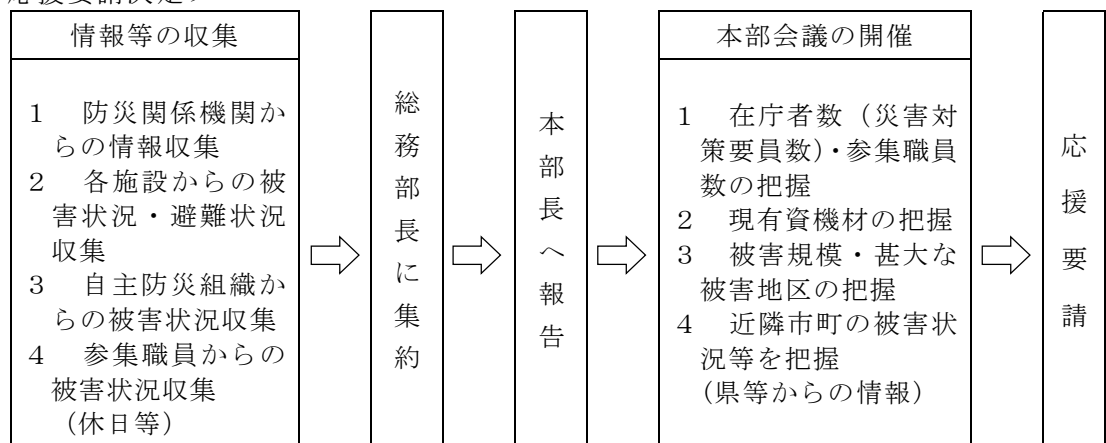
2 実施責任者

他市町、県等への応援要請は、市長が行うものとする。

3 応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や各施設からの被害状況等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

応援要請決定フロー



4 応援要請の実施内容

市は、必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 応援協定に基づく応援要請

ア 締結状況

本市は、次のとおり応援協定を締結している。

- (ア) 広島県内広域消防相互応援協定
- (イ) 県内市町の災害時の相互応援に関する協定
- (ウ) 広島県内航空消防応援協定

イ 応援要請

市は、災害の種類、災害の規模等に応じて、協定締結機関の中から適切な機関を選定し、応援を要請する。

なお、応援要請の手続等については、資料編に掲載のそれぞれの協定書によりとおりである。

資料編	・ 広島県内広域消防相互応援協定書	p. 137
	・ 県内市町の災害時の相互応援に関する協定	p. 148

(2) 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明 示 事 項
(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

(3) 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

なお、応援を求められた場合には、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(4) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

5 相互応援協定等の締結

災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備等に努める。

6 応援要員等の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、他市町等から必要な応援要員等を要請する場合には、市は次のとおり受入体制の確保を図るものとする。

(1) 応援要員の受入施設

市は、公共施設の中から適当な施設を確保し、又は旅館等に協力を依頼して、応援要員の宿泊施設を確保する。

(2) 資機材等の受入場所

他市町等からの資機材等は、市有地に搬送するものとする。適当な市有地が見当たらない場合は、私有地を借上げて搬送するものとする。この場合には、土地所有者又は借地権者と借地契約を結んでおくものとする。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、資機材の準備、作業内容、作業場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくものとする。

7 民間団体等への協力要請

(1) 要請の事項

災害時に医師会、日本赤十字奉仕団、住民自治組織、女性会等の民間団体及び市民ボランティアに協力を要請する業務は、概ね次のとおりとする。

- ア 異常気象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被害状況の調査補助事務
- エ 被災地に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- オ 被災地内の秩序維持活動
- カ 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ その他災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアに協力を要請するに当たっては、の事項を明らかにして行う。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資機材等
- エ 協力を希望する地域、期間

8 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

9 被災地への職員派遣

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、大規模災害時における災害対策活動の拠点を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災拠点施設の整備

(1) 施設の機能

- ア 避難所等、食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能
- イ 救援物資の集積・搬送拠点機能
- ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能
- エ 防災航空センター機能
- オ 災害対策本部代替拠点機能

(2) 防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

防災活動拠点		
・ 災害対策活動拠点	→	市庁舎
・ 避難対策拠点（避難場所）	→	各小・中学校、集会所、地域交流センター等
・ 救援物資集積拠点	→	竹原市総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド
・ 輸送拠点（ヘリポート）	→	竹原市総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド

資料編	・ 指定緊急避難場所一覧	p. 102
	・ ヘリポート適地の状況	p. 124

3 防災拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市庁舎においては、耐震性能を有する施設へ移転することとし、非常時の動力確保や浸水対策などを行い、防災拠点機能の向上を図る。また、同建物が浸水想定区域となる市中心部での強固な高層建物であることを考慮し、津波発生時の避難施設としても活用を図るものとする。
- (2) 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。
- (3) 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。
- (4) 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への優先電話など連絡手段の整備を推進する。

4 防災拠点施設の運営

各防災拠点施設は市が運営するものとするが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上における救出

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法 第2条 警察官職務執行法 第4条 消防組織法 第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事から実施を指示された場合は市長)	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法 第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

市長が救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、市長は、救出担当機関と密接な連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

知事は、市長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。なお、知事から市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、受入れ、対策、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、市長は知事の補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事から市長に実施を委任されたときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(イ) 遺体の受入れ、対策、埋葬

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の受入れ、対策、埋葬を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

（詳細は、本編本章 10 節第 2 「遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画」）

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

3 海上における救出

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
第六管区海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助	海上保安庁法 第 2 条、第 5 条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法 第 2 条 警察官職務執行法 第 4 条 消防組織法 第 1 条
知事 （災害救助法施行令により知事から実施を指示された場合は市長）	被災者の救出 ----- 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法 第 2 条、第 4 条、第 13 条 災害救助法施行細則 第 1 条 ----- 災害救助法 第 2 条、第 4 条、第 13 条
市長	市の区域の地先海面における海難の救助救難	水難救護法 第 1 条

(2) 実施方法

ア 第六管区海上保安本部

第六管区海上保安本部は、自己の防災業務計画により、救助対策を実施する。

イ 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

ウ 知事

知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し災害救助法施行細則に定める救助を行う。

エ 市長

市長は、市の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより呉海上保安部、竹原警察署、消防機関、港湾管理者等の関係機関の協力を得て対処する。

(3) 遺体の搜索、受入れ、対策、埋葬等

陸上災害避難に準ずるほか、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、被災者救出における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

5 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリアや内容、情報通信手段等について、情報共有及び活動調整等、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動を行う。

7 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2 医療救護・助産計画

1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備

災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、竹原地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (2) 竹原地区医師会は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。
- (3) 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (4) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

(5) 災害拠点病院・協力病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼動状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と緊密に連携を図りながら、参集する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入れやDMATの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
- エ 自院がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集するDMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。
- オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼動状況などの情報をEMISへの登録などにより提供する。

資料編 ・ 災害拠点病院 p. 107

4 医療救護等の活動内容

(1) 基本原則

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
竹原市は、東広島市及び大崎上島町の広島中央二次保健医療圏(3市町)を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
市郡地区医師会は、災害医療コーディネーターと連携する。
- ウ 医療救護活動に当たっては、竹原市災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

(2) 災害発生初期段階への対応

- ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料は、市内の医療機関及び販売業者の協力を得て調達する。調達できないものがあるときは、あらかじめ主要医療薬品卸業者と調達方法について協議しておき、必要医療品等の確保を図る。

キ 住民の健康管理及び被災後の二次的な健康被害を予防するために、市内の保健師・栄養士は災害の規模や被災状況等に応じ、早期に参集し保健活動拠点の設置・体制を整え公衆衛生活動を実施する。

(3) 災害発生後中期以降への対応

前項の場合のほか、次の活動を実施するものとする。

ア 必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

イ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

ウ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

資料編	・ 市内医療機関一覧	p. 107
	・ 市内薬局店一覧	p. 109

5 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣

- (1) 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣することを検討する。
- (2) DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。
- (3) DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

6 公衆衛生活動

(1) 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 市で十分な公衆衛生活動ができない場合、県に依頼し、県は、県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 県は、調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、市の医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

(2) 子ども支援チーム

ア 災害時の子どもの心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織する子ども支援チームを被災地に派遣することを検討する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子どもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により、子どもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

(3) 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 市保健師は被災地域及び避難所等での被災者を中心とした住民の健康管理等の公衆衛生活動を実施する。

ウ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

7 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8 助産

(1) 原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなったもの

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

9 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

10 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の医療・助産の給付における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準 p. 234

第3 消防計画

1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

消防については、市がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

3 相互応援協力体制の整備

市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

資料編 ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 p.136

4 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、大規模な災害等が広域に及び、市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- (2) 知事は、大規模な災害等が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。
- (3) 知事は、大規模な災害等が拡大し、県内の市町の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援等について要請する。

ア 災害の概要

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、応援要請先及び連絡方法は、次のとおりである。

総務省消防庁

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

5 消防活動体制の整備

- (1) 住民・自主防災組織等への周知

市は、災害発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

大災害により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 消防体制の整備

市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 災害発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 災害発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 災害発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 災害発生時には、水道管の破損や停電時による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、貯水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(3) 広域体制の確立

大規模化の傾向にある各種災害に適切に対応し、災害に強いまちづくりを目指し市民生活のより安全を確保するため、消防防災に関わる組織、人員、施設、資機材の充実強化に努めるとともに、より一層効果的な運用が図られるよう消防機関の広域体制を推進する。

6 組織

(1) 東広島市消防局

東広島市消防局は、東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町の消防事務を管轄し、本市に常備消防として竹原消防署及び忠海分署が設置されている。

令和4年4月1日現在

名 称	組 織	所在地
東広島市消防局	4課54名 消防総務課、警防課、指令課、予防課	東広島市西条町助実1173番地1
竹原消防署	4係33名 警防係、救急係、救助係、庶務係	竹原市中央四丁目13番1号
忠海分署	1係11名 警防係	竹原市忠海中町二丁目25番1

(2) 竹原市消防団（定員395名：実員361名）

消防団本部以下6分団で編成され、地域に密着した消防活動等を行っている。

令和5年3月31日現在

名 称	組 織	所在地
消防団本部	消防団長、副団長2名	竹原市中央五丁目6番28号

名称	部の数	管 轄 区 域
第1分団	3	竹原町東部、港町、田ノ浦、本町、下野町東部、小梨町、福田町及び高崎町
第2分団	2	竹原町西部、中央、塩町及び下野町西部
第3分団	4	東野町、新庄町、西野町、田万里町及び仁賀町
第4分団	2	吉名町
第5分団	2	忠海町、忠海東町、忠海中町、忠海床浦及び忠海長浜
第6分団	1	竹原市全域

7 消防力の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、また消防施設強化促進法等による施設補助により、消防施設等の整備、強化等を図り、有事即応体制の確立に努める。

(1) 消防資機材の整備

本市の消防資機材の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。今後とも整備計画に基づき更新整備に努めるものとする。

(2) 消防水利の整備

本市の消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。今後も、整備計画に基づき防火水槽、消火栓の整備を図るほか、地震の発生に備え、耐震性貯水槽等の整備を検討するものとする。

資料編 ・ 消防水利の現況 p. 116

8 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

市は竹原消防署、消防団と連携して、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、竹原警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

資料編 ・ 消防署、消防団消防車両等保有状況 p. 116

(2) 消防活動の留意事項

竹原消防署は、消防団と連携して、次の事項に留意し、消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地域は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地域は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保など住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 要救済者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

9 事業所等の活動

市は竹原消防署と連携して、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

初期消火及び延焼の防止並びにL Pガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

L Pガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

10 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

11 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4 水防計画

1 目的

この計画は、竹原市が洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要な事項を定めるものとする。

2 実施責任者

水防管理者(市長)は、水防法第3条の規定により洪水、津波又は高潮に際して、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する責務を有する。

3 水防本部等の設置、組織及び所掌事務

(1) 水防準備班

ア 設置

強風注意報、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報又は津波注意報が発せられた場合にその必要を認めたとき、又は暴風警報、大雨警報、高潮警報、洪水警報又は津波警報の一つの警報が発せられたときは、総務部危機管理課に水防準備班を設置する。

イ 組織

班 長	副 班 長	班 員
総務部長	企画部長 建設部長	危機管理課、総務課、建設課、下水道課、都市整備課及び産業振興課の職員のうちあらかじめ指名した者

ウ 所掌事務

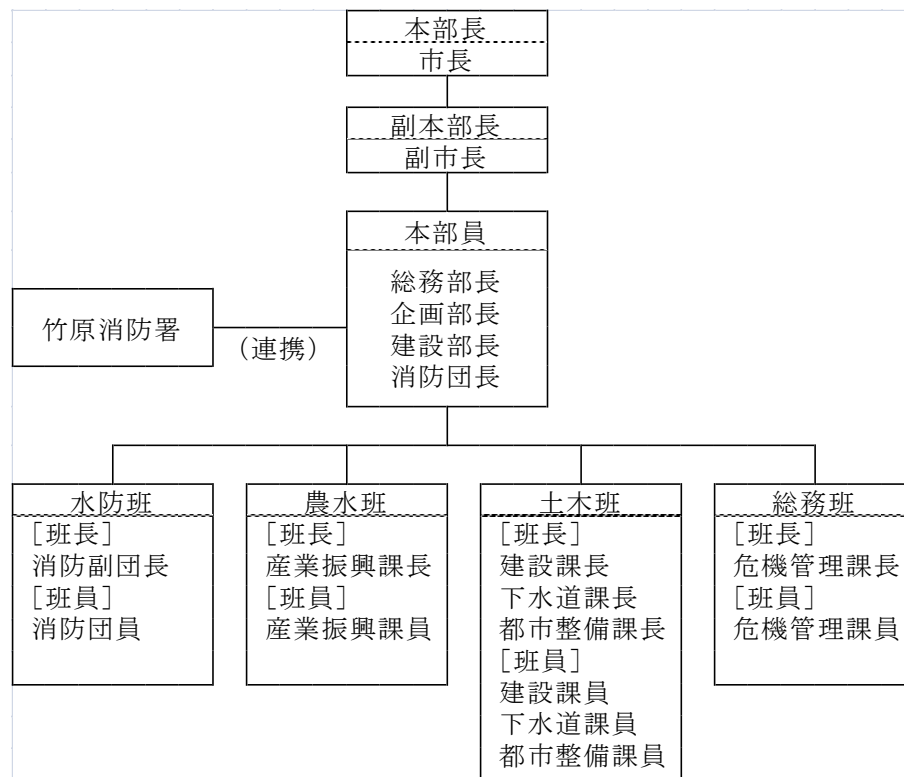
気象、雨量、水位及び潮位その他水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に情報連絡を行い、水防本部設置の準備を行うものとする。

(2) 水防本部

ア 設置

水防に関する警報等が発せられ水防活動の必要を市長が認めた場合は、総務部危機管理課に水防本部を設置し、市災害対策本部が設置されるまでの間は、危機管理課及び建設課で水防事務を処理する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。

イ 組織



ウ 所掌事務

班名	所掌事務
総務班	1 各班の総合調整に関すること。 2 優先通行標識、身分証票の交付に関すること。 3 水防要員の動員に関すること。 4 水防資器材の調達に関すること。 5 輸送手段の確保に関すること。 6 気象状況等の情報収集並びに被害状況を取りまとめ関係機関・市民への連絡に関すること。 7 立退きの指示及び避難誘導に関すること。 8 その他一般庶務に関すること。
土木班	1 道路、河川、海岸、堤防、急傾斜地等の巡視警戒及び関係管理者への連絡並びに応急措置指導に関すること。 2 水防資器材の輸送に関すること。 3 樋門の操作に関すること。 4 市営住宅団地の巡視、警戒、応急措置指導に関すること。
農水班	1 溜池、頭首工、用排水路等農林水産業施設の巡視、警戒、応急措置指導に関すること。 2 樋門(農業用)の操作に関すること。
水防班	水防上危険な区域の巡視、警戒並びに現地水防活動に関すること。

エ 水防配備体制

区分	配備時期	配備内容	出動計画
警戒体制	被害の発生が予想され十分な注意、警戒が必要なとき。	主として重要水防区域等危険箇所の巡視、警戒に当たり、その状況により直ちに非常体制に移行し得る体制とする。	関係班長は、情勢に応じ出動員数を適宜増減するものとする。
非常体制	被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	水防本部全員が定められた所掌事務に従事する。	要員不足を生じた場合は、総務班で調整。

オ 動員

水防活動は、市職員、消防職員及び消防団員により実施するが、要員が不足する場合、水防管理者である市長は、一般市民の協力を求めることができる。

4 予警報、水位等の連絡

(1) 気象予報及び警報の連絡

本章第2節第2「気象警報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

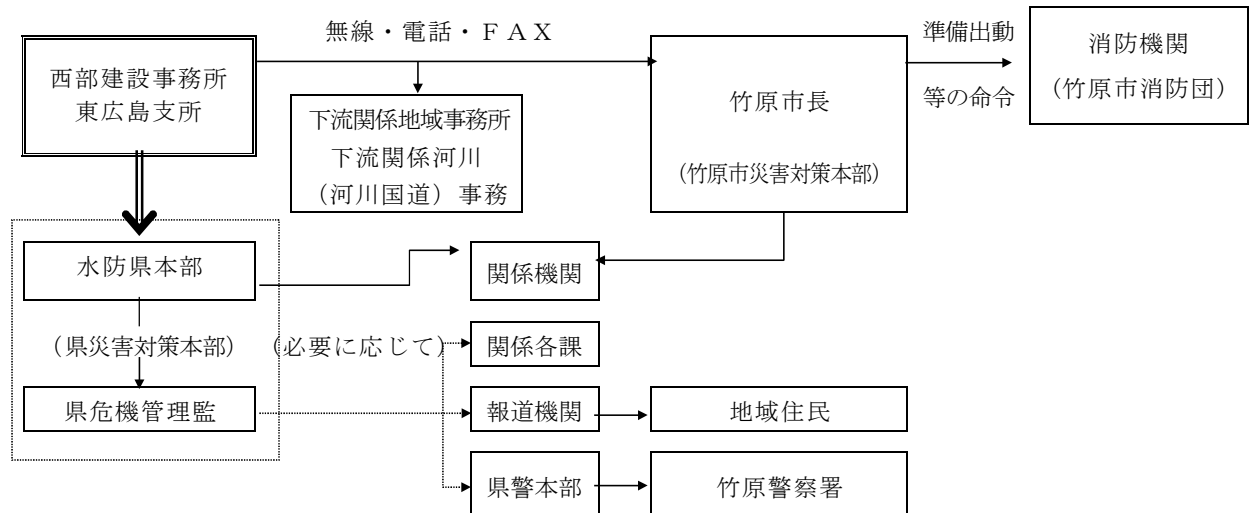
(2) 水位・雨量及び潮位の連絡

本編第2節第2「気象警報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

5 水防警報の伝達

(1) 伝達経路

市長は、次の系統図により知事（西部建設事務所東広島支所）から水防警報の通知を受けた場合には、消防機関に通知する。



(2) 水防警報を行う河川、沿岸及び発表担当者

知事が水防警報を行う河川、沿岸は次のとおりである。

水系	河川名	区 域	発表担当者
賀茂川	賀茂川	左岸 竹原市新庄町新庄から海まで 右岸 竹原市東野町金九郎から海まで	西部建設事務所 (東広島支所)

海岸名	区 域	発表担当者
竹原市の区域に 所在する海岸	沿岸部全域	西部建設事務所 (東広島支所)

(3) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	観測所	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
賀茂川	新庄	竹原市新庄町 町田1981-2	1.20m	1.50m	1.60m	1.95m

観測局名	観測所	注意潮位 (※T P) 準備	警報潮位 (※T P) 出動
竹原港	竹原市塩町一丁目6番	2.20m	2.70m

※T P (東京湾平均海面) : 標高の基準面

(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期

種類	内 容	発令基準
待機	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	1 気象、水象及び河川状況からみて必要と認められるとき。 2 水防本部が待機の体制に入ったとき。
準備	1 水防資材及び器材の点検、整備 2 ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3 河川、海岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4 幹部の出動	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇し、氾濫注意水位に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。

	5 水防要員の招集配備計画	
出動	水防要員を警戒配備及び出動せしめるもの。	1 河川の水位が、氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生じるおそれがあるとき。 2 水位が満潮位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は災害が起こるおそれがあるとき。
解除	水防警報の終了を通知するもの。	1 河川の水位が、氾濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 2 気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

6 安全配慮

水防活動を行う要員は、安全管理を徹底し、要員自身の安全確保に留意する。

- (1) 警戒巡視箇所等を含む水防活動現場への出動等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。
- (2) 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命ボート等の資機材を有効に活用する。
- (3) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (4) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

7 水防活動

(1) 監視、警戒及び連絡

- ア 市及び消防機関は、気象警報が発せられた場合、その他水防上必要があると認められるときは、河川、海岸、堤防、急傾斜地等の危険箇所の監視及び警戒に当たる。
- イ 市及び消防機関は、河川、海岸、堤防、急傾斜地等に異常を発見したときは、直ちに水防管理者（水防本部）に急報するとともに水防作業に従事する。
- ウ 水防管理者は、前記の通報を受けた箇所が県管理に属するときは、直ちに西部建設事務所東広島支所に連絡して必要な措置を求める。

資料編 ・ 重要水防箇所一覧 p. 118

(2) 水防施設及び資材器具等

- ア 水防本部は、資材の調達確保については、水防倉庫備蓄資材の数量を常に把握し、緊急時の輸送、補給についてあらかじめ消防機関と協議を行っておく。
- イ 水防活動のため水防倉庫に備蓄している資材器具を必要とするときは、関係する消防機関は、次の事項を明示し、水防本部に請求する。
- (ア) 品名及び数量
 - (イ) 使用場所及び数量
 - (ウ) 送達の方法

(エ) 請求者職、氏名

資料編 ・ 水防備蓄資材の状況 p. 117

(3) ダム・水門等の操作

ア ダムの管理者は、定められたダム操作規則又はダム操作規程により、慎重かつ適切な操作を行うとともに、必要事項を迅速確実に水防本部等関係機関に連絡するものとする。

イ 農業用ため池等においても気象状況によりため池管理者は、水位の変動を監視し、必要に応じ下流、低地に悪影響を及ぼさないよう門扉等の操作を行うとともに、その状況を水防本部に連絡するものとする。

資料編 ・ 防災重点ため池の現況 p. 92
・ 樋門等の現況 p. 117

(4) 警戒区域の指定

水防活動上緊急の必要がある場所においては、消防団員又は消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団員又は消防機関に属する者の職務を行うことができるものとする。

(5) 決壊等の通報及び避難のための立退き

ア 決壊等の通報

(ア) 河川、ダム、ため池等の管理者は、地震や水害等の発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に通報する。

(イ) 水防管理者は前記(ア)の通報を受けた場合、西部建設事務所東広島支所、竹原警察署及び氾濫する方向の隣接市町に通報するとともに関係地域住民に周知させるものとする。

イ 避難のための立退き

(ア) 大規模な地震や風水害等の災害により、堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法第29条の規定による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、竹原警察署長に通知する。

(イ) 避難の指示、勧告は、告知放送設備、拡声器、広報車、サイレン、警鐘、CATV等で伝達する。

資料編 ・ 告知放送設備の現況 p. 97

8 水防管理団体相互の協力

(1) 他水防管理団体への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して応援を求める。

(2) 水防管理者は、他の水防管理団体から応援を求められたときには、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で作業員及び必要な資材器具を応援する。

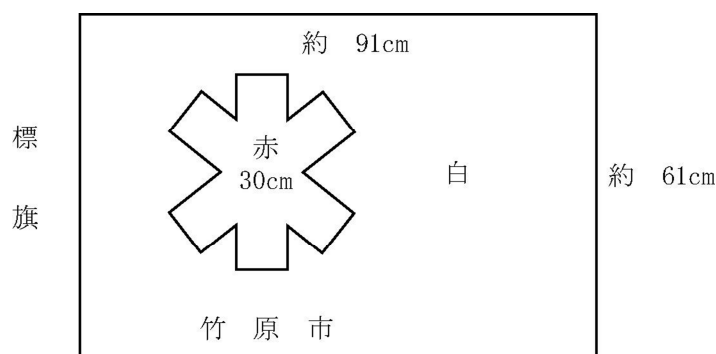
9 自衛隊の災害派遣要請

水防活動に際して市の能力で不十分な場合においては、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

10 優先通行標識及び身分証票

(1) 優先通行標識

ア 水防法第18条により水防のため優先通行のできる自動車等の標識は、次のとおりとする。



イ 消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地等を通行することができる。

(2) 身分証票

水防法第49条第2項の規定による土地立入のための身分証票は、次のとおりとする。

水 防 職 員 之 証						
第	号	交付	平成	年	月	日
所	属	機	関	名		
職	名	水	防			
氏	名					
生	年	月	日	年	月	日
所	属	機	関	の	長	
			氏	名		印

(注：水防の文字は赤色)

裏

- (1) 本書は水防法第49条による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更のあったときは速やかに訂正をうけること。
- (3) 記名以外の使用を禁ずる。
- (4) 本書の身分を失ったときは速やかに返還すること。

11 水防信号

水防法第20条第1項の規定による水防信号は、次のとおりである。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	約5秒 約5秒 約15秒 ●—— 休 止 ●——
第2信号	●—●—● ●—●— ●—●—●	約5秒 約5秒 約6秒 ●—— 休 止 ●——
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 約10秒 約5秒 ●—— 休 止 ●——
第4信号	乱 打	約1分 約1分 約5秒 ●—— 休 止 ●——

- 備考 1 信号は、適宜の時間断続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭、拡声器放送により伝達周知させること。

(注)

- 第1信号 河川では量水標が警戒水位、海岸では台風襲来時の危険風向きの風速が20メートル毎秒度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
 第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

12 水防活動報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後速やかに資料編に掲げる様式により、本部長に報告するものとする。
 (2) 本部長は、水防活動が終結したときは、速やかに資料編に掲げる様式により、広島県西部建設事務所へ報告するものとする。

資料編	・ 水防活動実施報告書	p.120
	・ 水防活動実績報告書	p.121

13 公用負担

- (1) 市長等の権限

水防上緊急に必要な場合は水防法第28条の規定により、市長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使する。

- ア 必要な土地の一時使用
 イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 ウ 車両その他の運搬用機器の使用
 エ 排水用機器の使用
 オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 権限の委任等

市長又は消防機関の長は、公用負担について、次に定めるところにより実施する。

ア 公用負担の権限の委任

公用負担は水防の現場で緊急の措置として実施されるので、あらかじめそれぞれのケースを想定して公用負担を命ずる者を定めておく。

イ 公用負担の範囲

公用負担は客観的にみて必要な場合に必要な限度において実施されなければならない。

ウ 公用負担を実施した場合の報告

公用負担の委任を受け、又は要請を受けて命じた者は、水防活動終了後速やかに市長に報告するものとする。

(3) 公用負担に伴う損失補償

公用負担に伴い損失を受けたものには、その程度により損失を補償する。

14 水防解除

水防管理者は、水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を指示し、この旨を関係機関へ通報するとともに、地域住民等に周知するものとする。

15 水防訓練

市は、広島県西部建設事務所東広島支所の指導を受けて、水防法第35条により毎年水防訓練を行う。訓練内容は、概ね次のとおりとする。

＜訓練内容＞

(1) 想定

ア 気象状況の想定

イ 降雨、水位の状況想定

ウ 洪水予報（水位・雨量の通報訓練を兼ねる。）

エ 危険状態の想定

オ 状況変化の想定

(2) 訓練

ア 想定に基づく水防作業員の待機、出動、水防工法の選定、資材の必要量の判定、運搬動作の習得

イ 作業開始から終了までの動作と工法の出来上がり判定

ウ 状況の変化に応ずる作業についての判定

エ 想定に基づく立退き指示、避難誘導

第5 危険物等災害応急対策計画

1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱いを行う事業所においては、危険物の流失、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 実施方法

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等、安全措置を講ずる。
- (イ) 県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市及び東広島市消防局

- (ア) 県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。
 - a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - c 危険物施設の応急点検
 - d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示を行う。

- (ウ) 消防計画等により、消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所等の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

- (ア) 関係機関から得た情報を統合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

- (イ) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 竹原警察署

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、消防職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除
 - c 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - d 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - e 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - f 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

資料編 ・ 危険物施設の状況 p. 123

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

- (ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。
- (イ) 消防機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市及び東広島市消防局

- (ア) 県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

- (イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
 - (ウ) 消防計画等により、消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
 - (エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。
- ウ 県（ア）及び（イ）については、県から事務を移譲された市町を含む。）
- (ア) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止、又は制限する。
 - (イ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
 - (ウ) 関係機関から得た情報を統合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
 - (エ) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- エ 竹原警察署
- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
 - (イ) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、消防職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
 - (ウ) 負傷者の救出及び救護
 - (エ) その他状況により必要と認められる応急対策
- オ 第六管区海上保安本部
- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
 - (イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、以下の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

- (ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。
- (イ) 県警察（又は呉海上保安部）、消防機関及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市及び東広島市消防局

- (ア) 県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。
- (エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命じる。
- (カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (キ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

関係機関から得た情報を統合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

エ 竹原警察署

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、消防職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

カ 中国四国産業保安監督部

製造業者(大臣権限にかかるもの)に対して、製造施設の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏えい事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (イ) 県、西部東保健所、竹原警察署又は東広島市消防局へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市及び東広島市消防局

- (ア) 県、西部東保健所、竹原警察署へ災害発生について、直ちに報告する。
- (イ) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (ウ) 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、危害防止のため、作業停止、回収等必要な措置をとるよう指導する。

- (エ) 消防計画等により、消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (オ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

資料編 ・ 広島県内広域消防相互応援協定 p. 136

ウ 県

- (ア) 関係機関と密接な連携をとり、毒物劇物の流出等のおそれがある作業等の停止措置、流出漏えいした毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (イ) 市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (ウ) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 竹原警察署

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 毒物劇物を製造、販売、及び業務上取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、消防職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

資料編 ・ 毒物・劇物製造所一覧 p. 123

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 災害警備計画

1 目的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

2 県警察の災害警備対策

県警察は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

(1) 災害発生時の警備活動等

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じ所要の部隊編成を行い、概ね次のような警備活動を行う。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 被害実態の把握

ウ 被災者の救出、救助等の措置

エ 避難路及び緊急交通路の確保

オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持

カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視

キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導

ク 不法事案の予防及び取締り

ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒

コ 広報活動

サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

3 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2 交通、輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送、通信の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通秩序応急対策

(1) 陸上交通の確保

ア 交通規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため

に緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策基本法施行令で定める車両をいう。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ア) 被災地及び周辺における優先通行

災害発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の主要道路について、区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

(イ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

緊急交通路：国道2号 国道185号 国道432号

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者に以下の措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(ア) 走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車する。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- c 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両は使用しない。

（歩行困難な被災者については、最大限公的救助措置をとる。）

ウ 路上の障害物除去等

- (ア) 市は、市の管理する道路の障害物について、市内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。除去に当たっては、市防災拠点等（市役所、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所等）を結ぶ路線等を優先して実施するものとする。

- (イ) 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。
- (ウ) 市は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定した旨の通知を受けた場合には、県公安委員会と連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。
- (エ) 交通整理等に従事する警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動等を指示・命令することができる。
- なお、指示・命令する相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。
- また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防職員は、自衛隊用及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができる。
- この場合、措置等を行った自衛官及び消防職員は、竹原警察署長に直ちに通知する。
- (オ) 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。
- (カ) 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。
- a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令
- 道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両等の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。
- b 指定道路区間の周知
- 道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。
- c 車両等の移動
- 道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。
- なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。
- d 土地の一時利用
- 道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。
- e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

- (ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。
- (イ) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。
- (ウ) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。
- (エ) 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「J A F」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災対法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（竹原警察署）又は県（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第 32 条の 2 の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

キ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第33条第1項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第2項等に基づき、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

(ア) 対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、地域防災計画に基づき、災対法第50条第1項の規定に基づく次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止に関する事項

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

- ・緊急輸送の確保に関する事項
 - ・地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - ・その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(イ) 確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

- a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第33条第1項等）
- ・県警察本部（交通部交通規制課）
 - ・県下各警察署
 - ・交通検問所
- b 災害発生前における確認（災対法施行令第33条第2項等）
- ・当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

ク 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取り扱う。

(イ) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前2（1）キのとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 規制除外車両の事前届出手続

a 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

(オ) 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

a 確認の取扱場所

- ・警察本部（交通部交通規制課）
- ・県下各警察署
- ・交通検問所

b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

広島県内 主要道路地図

緊急交通路
指定予定路線

高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道
自動車専用道路（広島バイパス・広島呉道路・瀬戸自動車道・東広島自動車道・広島高速1～4号線）



(2) 海上交通安全の確保

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は湾内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

イ 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努める。

オ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾、岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

カ 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

キ 航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道路	道路管理者（国、県、市）
港湾	港湾管理者（県、市）、中国地方整備局
鉄道・軌道	鉄道管理者

(2) 実施基準

道路、港湾等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

ア 陸上交通施設（道路及び鉄道軌道）

(ア) 孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

(イ) 広域間の幹線交通の確保

(ウ) その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

イ 海上交通施設（港湾）

(ア) 接岸及び係留施設

(イ) 外かく施設

(ウ) 水域施設

(3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

市域内に道路管理者、港湾管理者等の施設が所在する場合、市は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

県は、指定市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により工事を行うことができる。

4 交通マネジメント

- (1) 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検

討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

- (2) 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

5 応急輸送対策

災害が発生した場合には、市及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

(1) 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 被災者
- イ 災害対策要員
- ウ 救助用物資・資機材
- エ 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- オ 食料、飲料水、生活必需品等
- カ 応急復旧用資機材
- キ その他必要な人員、物資等

(2) 輸送手段の確保

ア 市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等の燃料の調達先を明確にしておき、被災者及び災害対策要員、応急対策のための資材、物資等の輸送手段を確保する。

イ 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区域及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台・隻数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

第3 在港船舶対策計画

1 目的

津波又は高潮によって生じる在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、係留施設の整備及び船舶の安全指導を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図ることを目的とする。

2 在港船舶対策

(1) 実施責任者

津波又は高潮から在港船舶の安全を確保するため、呉港長又は呉海上保安部長（以下「呉港長等」という。）は、港則法（昭和23年法第174号）等に基づき所要の措置を実施する。

(2) 実施方法

ア 移動命令

呉港長等は、特に必要があると認めるときは、港則法第2条に定める港に在港する船舶に対して移動を命じる。

イ 避難勧告等

呉港長等は船舶交通の安全のため必要と認めるときは、避難勧告又は注意喚起を行う。

3 関係機関の協力

警察、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、呉港長等の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1 避難計画

1 避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による。）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

資料編 ・ 福祉避難所協定締結施設一覧	p. 106
---------------------	--------

2 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

3 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみを受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事の提供状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケア等必要な対策を行う。

また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (7) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。
- (12) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。

4 広域的避難

被災市町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生により市機能が喪失するなど、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携の上、必要な情報等の提供に努める。

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

6 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、避難所設置における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準	p. 234
----------------------	--------

第2 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、災害広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

(1) 広報活動

ア 広報責任者

市は、本編本章第3節第1「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、広報活動を実施する。その際、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように務める。

本市における災害時の広報活動は、企画部情報発信班が行うものとする。

イ 広報の目的

災害発生直後には、企画部情報発信班は、告知放送設備等によりパニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通等の生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

ウ 広報の内容

市は、東広島市消防局、竹原警察署、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(ア) 広報の内容

災害広報は、災害の経過状況に応じた適時的確な広報を行うものとする。

＜災害発生直後の広報＞

- ① 気象等に関する予警報及び情報
- ② 避難に関する情報
(避難場所、避難勧告・指示等)
- ③ 医療、救護所の開設に関する情報
- ④ 災害発生状況に関する情報
- ⑤ 出火防止、初期消火に関する情報
- ⑥ 二次災害防止に関する情報
(デマの防止、電気、ガス、水道等の措置)
- ⑦ その他必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

- ① 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- ② 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- ③ 交通機関、道路の復旧に関する情報
- ④ 電話の利用と復旧に関する情報
- ⑤ ボランティア活動に関する情報
- ⑥ 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- ⑦ 臨時相談所に関する情報
- ⑧ 住民の安否に関する情報
- ⑨ 被災宅地危険度判定活動及び被災建築物応急危険度判定活動に関する情報
- ⑩ その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a 告知放送設備等による広報
- b 窓口における広報
- c 市ホームページによる広報
- d 広報車、ハンドマイク等による広報
- e 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- f ビラ配布等による広報
- g 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- h 県に対する広報の要請
- i 報道機関への情報提供、放送要請
- j 文字、手話、外国語等を用いた広報
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- i コミュニティFM、CATVの活用
- m 登録制メール、緊急速報メールの活用

(ウ) 要配慮者等への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、十分配慮して行うものとする。

(エ) 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は知事を通じて依頼する。

(オ) 災害用伝言ダイヤル「171」の活用

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族等に安否を伝えることができる災害用伝言ダイヤル「171」をNTTが開設するので、臨時相談所、広報紙、掲示板等により活用方法を住民に周知させるものとする。

(カ) 報道機関に対する発表

災害対策の重要事項は、報道機関に発表するとともに、各報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供等に協力する。

エ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする

オ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談

市は、災害が発生した場合には、被災者又は関係者からの相談、要望等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

イ 相談方法

市は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて定める。

(3) 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3 住宅応急対策計画

1 目的

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設

の確保に努める。なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時収容するための施設の提供を要請する。

- (2) 市長は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、知事と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 市長は、災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について知事から実施を委任されたときは、市長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聴き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地に確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合には、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行う。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進める。

ア 借上げ戸数

借上げ戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 関係団体との協力協定

- (ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。
- (イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。
- (ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。
- (エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び広島県災害救助法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事から実施を指示された市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災対法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

市は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

- イ 市は、宅地判定に関し県が開催する講習会及び、建築判定士の養成に協力するとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。
- (2) 建築判定実施の事前準備
 - ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
 - イ 市は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。
- (3) 応急危険度判定の実施
 - ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
 - イ 被災の規模等により市が建築判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときには、市長は、必要な支援を県に要請する。
 - ウ 市及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
 - エ 市及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動についての輸送手段の確保及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。
- (2) 県と市町間の連絡調整等
 - ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
 - イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について、協議、調整し、速やかに報告するものとする。
- 9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。また、市は当該情報提供に努める。
- 10 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

 - (1) 事前対策
 - ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。
 - (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
 - (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
 - (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
 - (エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
 - (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 知事は市からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達する。

(4) 県と市間の連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

11 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅及び応急修理における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1 食料供給計画

1 目的

市は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに、給食を実施する。

(2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 食料供給の実施方法

(1) 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

(2) 市民生活部食料班は、市内販売業者等から必要量の食料を調達する。市内のみでは必要食料の調達が困難な場合には、「県内市町の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は知事に応援を要請する。

資料編 ・ 県内市町の災害時の相互応援に関する協定 p. 148

(3) 市長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備する。

(4) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握する。

(5) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ関係団体と連携し、栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 調達食料等の集積場所

市は、調達した食料及び県等から配給された救援食料を救援物資集積場所に集積し、総務部を中心とする職員並びにボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

資料編 ・ 救援物資集積場所 p. 114

5 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しは、学校給食センター等を使用するものとするが、災害の規模等により設備が不足する場合は、その他の給食施設を有する施設、旅館、食堂、工場等の協力を得て実施する。

資料編 ・ 給食施設 p.114

- (2) 炊き出しは、総務部食料班が行うものとするが、女性会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、円滑な実施に努める。
- (3) 炊き出しを実施するに当たっては、常に食品の衛生面に留意するものとする。

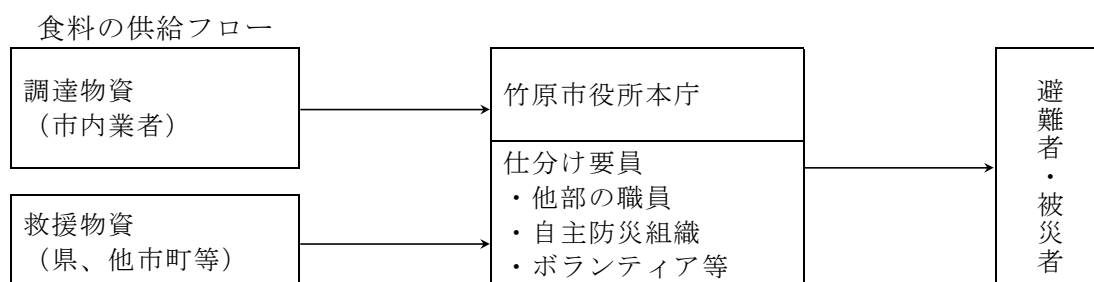
6 救援物資の供給

- (1) 物資等の調達、仕分け、配送等の区分
次の区分により行う。

調達等の内容	担当部・班
市有車両の確保及び緊急車両の調達	総務部情報収集・物資班
調達・救援物資の仕分け、配分	総務部情報収集・物資班、総務企画部財政班
主食及び食料品の調達	総務部食料班
生活必需品、燃料等の調達	総務部情報収集・物資班
炊き出し	総務部食料班

- (2) 協力を得ての実施

物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。



7 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者
(医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。)
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車した列車等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

8 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準 p. 234

第2 給水計画

1 目的

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して、県、市、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保及び供給に努めるものとする。

2 事前対策

市長及び水道事業者等は、地震災害時に備えて、浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

3 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事から実施を委任された場合は、市長）	災害救助法第4条・第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき。	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者 （以下「水道事業者等」という。）	水道法第40条

4 給水施設の現況

本市における水道施設の現況は、次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

給水地区名	計画給水人口（人）	給水区域内人口（人）	現在給水人口（人）	現在施設公称能力（m ³ ）	実績一日最大配水量（m ³ ）
竹原市内	25,000	23,389	23,243	23,740	18,228

5 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、その市における井戸等の施設がすべて汚染し、飲料水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

(2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等又は水道用水供給業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

6 飲料水等供給方法

(1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

オ 給水用資機材の調達を行う。

カ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

キ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者又は県に応援を要請する。

ク 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(2) 市

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、水道事業者等と連携し、次の措置を講じる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 県

6 (1) (2) の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。

ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。

なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。

ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

資料編 ・ 給水器具の保有状況	p. 114
-----------------	--------

7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の飲料水供給における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準	p. 234
----------------------	--------

第3 生活必需品等供給計画

1 目的

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

知事が災害救助法を適用した場合、市長は、補助者として給与又は貸与を行う。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事から市長に実施を委任されたときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無に

かかわらず、これらの家財を入手することができない状態にあるものに対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 必要品目、必要数量の把握

市は、自主防災会長及び自治会長等を通して被災者が必要とする品目、数量を把握する。

(2) 備蓄物資の供給

市は、被災者へ生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合は備蓄物資を供給する。

資料編 ・ 備蓄物資等保有状況 p. 114

(3) 市内販売業者等からの調達

市は、上記(2)のみでは不足する場合は、竹原市商工会議所等に協力を依頼して必要な生活必需品等を調達する。

調達に際しては、季節等を考慮し、また要配慮者に配慮して調達する。

(4) 応援協定に基づく調達

上記(2)、(3)でも必要品目、必要量が確保できないときは、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は県に応援を要請する。

資料編 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 p. 148

6 生活必需品等の集積場所

市は、調達した生活必需品及び県等から輸送される生活必需品を資料編に記載の施設に集積し、市民福祉部福祉・防疫班を中心にボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

資料編 ・ 救援物資集積場所 p. 114

7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準	p. 234
----------------------	--------

第4 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

市内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は市の要請を受け、県の備蓄物資を供給するとともに、民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

- (1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

- (2) 物資の確保が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
- (3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

第10節 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動

第1 防疫計画

1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、感染症の発生に対して、迅速かつ適切な予防とまん延防止を図ることを目的とする。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される次の方法を用いることができる。

このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができる。ただし、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、知事の指示により市が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条項	対象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という。)第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等 感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	新感染症 指定感染症
ねずみ族・昆虫等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等 感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新感染症 指定感染症

(2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 県の検病検査及び健康診断

(ア) 検病検査の実施

災害時に感染症患者が発生した場合、発生状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため県は検病調査を行う。

(イ) 感染症対策班の設置

病原調査は、医師1名、看護婦1名及びその他の職員2名で編成する。感染症対策班で行う。

1日当たりの検査能力：平均60戸、約300名

(ウ) 健康診断の実施

検病検査の結果、必要な場合は、法第17条第1項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。

(エ) 健康診断は、検査技師1名及びその他の職員2名で編成する細菌検査班で行う。

1日当たりの検査能力：平均200名

イ 市の防疫活動

(ア) 市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(イ) 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを本章第3節第1「災害情報計画」により県に報告する。

(ウ) 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

(3) 防疫用資機材及び薬剤

ア 防疫用資機材

防疫用資機材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

イ 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

第2 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、包括的な責任は知事が有するが、市長は補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の適用基準に従い、遺体の捜索を行う。

なお、知事から市長に実施を委任されたときは、市長が実施責任者となり 遺体の捜索を行う。

(1) 陸上における捜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

(2) 海上における捜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、市、第六管区海上保安本部及び県警察は、次の措置を行う。

(1) 市

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保するとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処理する。

(ア) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院等の施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

なお、死亡者が多数のため、市自ら短時日に埋火葬を行うことができない場合は、近隣市町又は県に対して要請を行う。

資料編 ・ 斎場施設	p. 122
------------	--------

(2) 第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の検分、検視を行うとともに、市と連絡をとり所要の措置を行う。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づき、県に対し

て応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、対策、埋葬等の実施基準は、次のとおりである。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各搬の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

イ 搜索の期間

遺体の搜索は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

ウ 搜索の費用

遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体の対策

ア 対策の対象者

遺体の対策は、災害の際死亡した者について、遺体に関する対策（埋葬を除く。）を行うものとする。

イ 対策の期間

遺体の対策は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

ウ 対策の費用

遺体の対策のため支出する費用は、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める額の範囲内とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 埋葬の対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な対策程度のものを行うものとする。

イ 埋葬の期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

ウ 埋葬の費用

埋葬のために支出できる費用は、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める額の範囲内とする。

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準	p. 234
----------------------	--------

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 空港

広島空港及び広島ヘリポートの管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

(4) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市は、県と協力して砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

(3) 防災重点ため池

市及びため池管理者は、ため池の堤体等が震災により被害を受けていないか、速やかに外観点検を行い、必要に応じて二次災害防止のための応急対策を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市は、県及び近畿中国森林管理局と協力して治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、速やかに点検を実施するとともに、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

資料編 ・ 防災重点ため池の現況 p. 92

第2 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス、水道及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、市内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

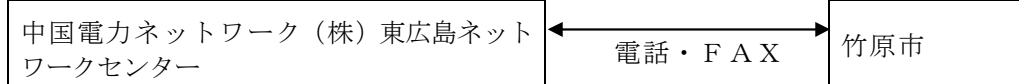
(2) 実施方法

ア 中国電力ネットワーク株式会社

(イ) 中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

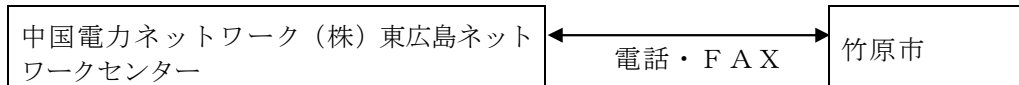
(イ) 中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したとき及び大規模被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について以下の伝達経路によって竹原市に伝達する。

a 災害対策（準備）本部を設置したとき。

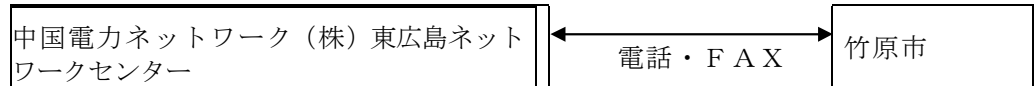


b 災害対策（準備）本部を設置していないとき。

(a) 勤務時間内



(b) 勤務時間外



(ウ) 中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(エ) 中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、告知放送設備等の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(オ) 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

3 ガス施設の応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

市長

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関係機関等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が市のみでは困難な場合には、関係機関に応援を要請する。

ウ 市は、応急復旧等の状況や見通しを報道機関やホームページ、広報車等により住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を備蓄するとともに、関係機関等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

市長

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関係機関等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を告知放送設備、広報車等により行い、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶ放送を含む）、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。

イ 応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努める。

第3 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4 廃棄物処理計画

1 方針

災害時においては、し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

市及び県は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市町及び県の役割

市	県
- 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 - 仮置場の設置運営 - 廃棄物の運搬・処分等 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	- 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 - 被災市町への事務支援、人的支援 - 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

資料編 ・ し尿、ごみ処理施設 p.122

6 処理方法

災害発生によるライフラインの被災等に伴い、通常の上水処理が困難となることから、被災地の衛生環境確保のため、避難所等における上水処理を的確かつ迅速に行う。

(1) 仮設トイレの設置等

ア 避難場所、避難所

(ア) 市は、避難者の人数等の状況に応じ、仮設トイレを設置する。

- (イ) 仮設トイレの確保が困難な場合には、広島県、(社)全国都市清掃会議又は関係団体を通じて、その広域的なあっせんを依頼する。
- (ウ) 仮設トイレのし尿を、関係業者の協力を得て、的確に収集、運搬及び処分する。
- (エ) 避難者は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、環境衛生の維持に努める。
- (オ) 仮設トイレの設置については、ボランティア団体等へも協力を求める。また、維持管理についても同様とする。

イ 地域・家庭

- (ア) 自宅等で生活する被災者の生活と地域の衛生環境を確保するため、市は、地域の状況により、空地等に仮設トイレを設置する。
- (イ) 自宅で生活する被災者は、水道が断水した状況下で水洗トイレを使用する際には、ため置きした風呂水、河川等の水を活用するとともに、地域内の仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

ウ 事業所

事業者は、被災の程度により事業所内に仮設トイレを設置するなどして、地域の衛生環境の維持に努める。

(2) し尿処理等の実施方法

- ア 被災時におけるし尿の処理計画を定めて実施する。
- イ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、し尿処理班を編成する。必要により近隣市町及び関係業者へ応援を依頼し、広域的なし尿処理体制の確立を図る。
- ウ 必要に応じ、地域内に臨時貯溜槽を設置する。
- エ 収集したし尿の処理等を実施する。必要な場合には、近隣市町へ応援を依頼し、し尿の処理を委託する。
- オ し尿処理施設の損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

(3) ごみ及び災害廃棄物の処理

災害発生によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが懸念される。

市は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るため、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災直後の第1次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第2次対策、災害廃棄物を処理するための第3次対策に分けて実施する。

ア 第一次対策

- (ア) 市は、一般家庭・避難所などから排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災など、公衆衛生の確保と生活環境の保全上、速やかに処理を要するごみについて、分別収集・運搬及び処理を行う。

また、住民及び事業者は、ごみの分別排出に努めるものとする。

- (イ) ごみ処理施設及び処分場によって、短期間で大量のごみを処理することができない場合には、市は公有地等を利用して臨時のごみ保管場所を確保しごみを搬入する。この場合、極力市域内に均一に分散させる。なお、仮置場では、初動段階より分別方法を徹底するものとする。

イ 第二次対策

市は、臨時ごみ保管場所に搬入したごみを、ごみ処理施設及び埋め立て処分場へ適宜運搬し、処理等を行う。

ウ 第三次対策

- (ア) 市は、建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別収集、運搬及び処分する。
- (イ) 事業者は災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分する。この場合、市は、処分先等を指示することができるものとする。
- (ウ) 市は、公有地等を利用して、臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を分別し、搬入する。
- (エ) 災害廃棄物については、「特定家庭用機器再商品化法」「土木工事再生資源活用実施要領」「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等に準じて、リサイクルを進めることとする。
- (オ) 災害廃棄物の内、石綿（アスベスト）を使用している建築物の解体、ガレキの収集、運搬及び処分については、「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」に沿って実施する。
- (カ) 災害廃棄物のうち、被災家庭用冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

また、災害廃棄物の処理を市の災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進すること。

エ ごみ及び災害廃棄物処理等の実施方法

- (ア) 被災時におけるごみ及び災害廃棄物の処理計画を定め、適切に実施する。
- (イ) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。必要な場合には、広島県、社団法人全国都市清掃会議及び関係団体を通じて、近隣市町等へ応援を依頼し、ごみの収集、運搬及び処分を委託する。
- (ウ) 必要な場合には、地域内に臨時ごみ保管場所及び臨時災害廃棄物保管場所を設置する。
- (エ) 収集したごみ及び災害廃棄物の処理等を実施する。
- (オ) ごみ処理施設の損傷箇所の修理を図り、正常な運転を確保する。

オ 広域応援体制

廃棄物処理は、被災地域内での自己処理を基本とするが、災害時に備えるため他の自治体と災害時の相互応援協定の締結を検討するものとする。

また、災害時においては、他の市町を含め、防災関係機関は相互に連絡を密にして、廃棄物の適正処理を実施するものとする。

第5 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、市及び関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

市及び関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第6 障害物の除去

1 実施責任者

障害物の除去は、市長が行う。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。また、市で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合には、市長が知事の補助執行者として障害物の除去を行い、知事が市長に権限を委任したときには、市長が実施責任者として障害物の除去を行うものとする。

2 河川の障害物の除去

(1) 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

(2) 実施方法

河川管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに行う。

3 道路の障害物の除去

市は、道路上の障害物の状況を調査し、市道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、道路の緊急度に応じて実施するものとするが、特にあらかじめ定めた市指定緊急輸送道路については最優先に実施する。

4 応援要請

市は、市内建設業者等の協力を得て速やかに除去を行うものとするが労力、機械力等が不足する場合は、県や隣接市町に対して応援を要請するほか、災害ボランティアの協力を得る。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり資料編に掲げる災害救助法による救助の基準に定める額以内とする。

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

第1 方針

市、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 ボランティアの受入

1 ボランティアの受け入れ体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援及び専門ボランティアの派遣（「以下、支援等」）を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアの受け入れや活動支援、情報収集、発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

2 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

3 市災害対策本部の役割

ボランティアの受入体制の確保について、竹原市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市被災者生活サポートボランティアセンターや県と連絡・調整し、市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行う。

(1) 市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

(2) 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

5 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市災害対策本部や広島県被災者生活サポートボランティアセンター等と連絡・調整するほか、次の業務を行いボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

(1) 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

(2) ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

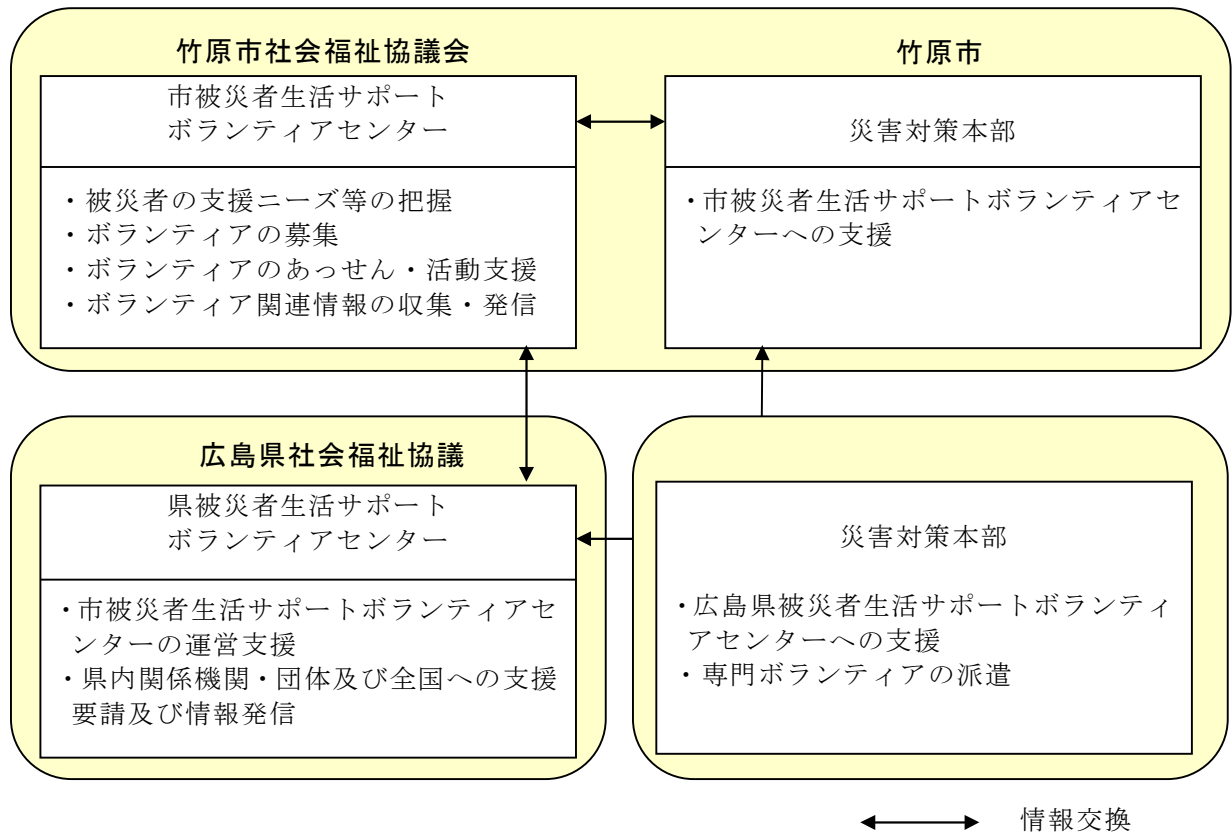
また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

(4) ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。



第3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、県に登録されている専門ボランティアや市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

第4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校等の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

第5 災害情報等の提供

市は市被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

第6 ボランティアとの連携・協働

市は県と連携して、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片づけごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

第8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

第1 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市は、災害発生時において学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

第2 避難対策

1 学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の管理者

- (1) 市立学校
市教育委員会
- (2) 県立学校
県立学校長

2 休業等の実施

学校長・園長は、市教育委員会との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

3 避難の実施

学校等の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

4 生徒等の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引き渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

第3 生徒等への相談活動

学校等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

第4 応急教育対策

1 応急教育の実施

実施責任者は、災害により校舎等に被害を受けた場合、応急的に教育を実施するため、実施場所、実施方法等について計画を定め、教育活動に支障を来さないように配慮する。

(1) 応急教育の実施責任者

- ア 市立学校
市教育委員会
- イ 県立学校
県立学校長

(2) 応急教育の実施場所

ア 校舎に被害を受けた場合には、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

イ 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会が、その確保のため斡旋にあたる。

(3) 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

ア 生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備、通学路の状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

ウ 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

エ 生徒等を学校等へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う場合には、学校教育法施行令第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

オ 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

カ 生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

2 学用品の調達

(1) 教科書等の確保

市教育委員会並びに県立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した生徒等がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

(2) 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会の協力を得て学用品を次により調達し、支給する。また、知事からその実施を指示された場合は、市長が実施する。

ア 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学（園）上支障のある園児、小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに専修学校等の生徒を含む。）

イ 支給範囲

(ア) 教科書及び教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの）

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ウ) 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

ウ 支給限度額

災害救助法による救助の基準に定めるところによる。

エ 支給申請の期限

支給申請の期限については以下のとおりとするが、やむを得ない特別な事情がある場合は、知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

- (ア) 教科書及び教材 1 か月以内
- (イ) 文房具及び通学用品 15 日以内

資料編 ・ 災害救助法による災害救助基準 p. 234

3 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

4 給食

- (1) 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。
- (2) 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。
- (3) 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- (4) 被災地においては、感染症発生のおそれが高いため、保健衛生について、特に留意する。

5 通学道路等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

- (1) バス、船艇等により通学を行っている生徒等に対して、これらが運行不能となった場合には、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。
- (2) 災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。
- (3) 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう要請する。

第5 学校が地域の避難所となる場合の対策

- 1 学校等の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校等が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- 2 学校等の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市長及び学校長と必要な協議を行う。

第6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- 1 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、又は市に要請し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- 2 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市長と必要な協議を行う。

第7 文化財に対する対策

- 1 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。
- 2 市教育委員会は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

第14節 災害救助法適用計画

第1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

また、応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合にはその実施責任者が、その他の場合には市長が市民、団体等の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものとする。

第2 災害救助法適用

1 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索・処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

2 災害救助法の適用基準

- (1) 災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

ア 市区域内の住家滅失世帯数が、市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」（50世帯）以上であること。

イ 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」（25世帯）以上であること。（2号基準）

ウ 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の区域内の住家の滅失世帯数が多数であること。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 減失世帯数の算定基準

住家減失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が減失した1の世帯とみなす。

- (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されいること。

イ 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 市町における災害が前記2のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (2) 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に受入れされた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損し、直ちに日常生活を営むのが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日

救助の種類	対象	期間
被災した住宅の 応急修理	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から 10 日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から 3 か月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1 か月以内（文房具及び通学用品）15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から 10 日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10 日以内
遺体の対策	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間

5 市長への委任

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市町長が補助者となって実施

されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第15節 航空機事故による災害応急対策計画

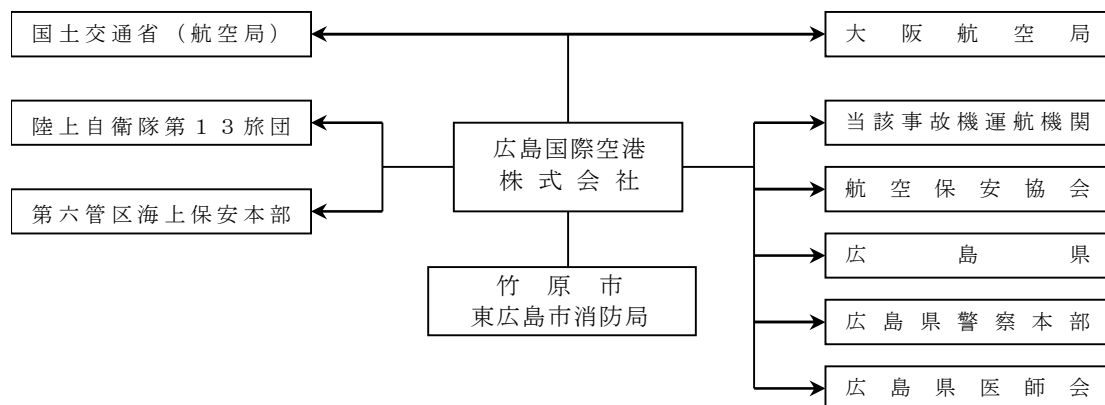
第1 目的

この計画は、航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

第2 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

広島空港又はその周辺で災害が発生した場合



第3 実施責任者及び実施内容

1 大阪航空局広島空港事務所の措置

- (1) 航空機災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、広島国際空港株式会社は、広島空港緊急計画に基づき、関係機関の協力を得て、非常体制をとるものとする。
- (2) 航空機災害が発生した場合、広島国際空港株式会社は関係防災機関と連携協力して応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるよう努める。
- (3) 広島空港及びその周辺における消火救難活動については、「広島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」の定めるところによる。

2 大阪空港局広島空港事務所の措置

空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 市の措置

- (1) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。
- (2) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。
- (3) 被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

4 県警察の措置

- (1) 情報の収集による被害実態の把握及び被災者の救出救護活動等を行う。
 - (2) 空港事務所、広島国際空港株式会社、県等の関係機関と積極的に協力する。
- 5 第六管区海上保安本部の措置
- 海上における捜索救難並びに事故処理に必要な措置をとる。
- 6 県の措置
- (1) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を指示する。
更に、特に必要があると認めるときは、国、他府県に対して応援を要請する。
 - (2) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
 - (3) 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。
- 7 応援協力
- その他防災関係機関は、市、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第16節 海上災害応急対策計画

第1 船舶災害

1 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2 情報の伝達

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。

(2) 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。

(3) 第六管区海上保安本部

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

3 実施責任者及び実施事項

(1) 海難船舶、船舶所有者等

- ア 事故発生及び被害状況の連絡
- イ 避難誘導等の応急対策活動
- ウ 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

(2) 第六管区海上保安本部

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 活動体制の確立
- ウ 搜索活動
- エ 救助・救急活動
- オ 消火活動
- カ 自衛隊に対する災害派遣要請
- キ 海上交通安全の確保
- ク 合同調整所での調整
- ケ その他の災害応急活動

(3) 広島県

- ア 情報の収集及び連絡・通報

- イ 各種防災体制への移行
- ウ 自衛隊に対する災害派遣要請
- エ 救助・救急活動
- オ 医療救護活動
- カ 合同調整所での調整
- キ その他の災害応急対策

(4) 市

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 各種防災体制への移行
- ウ 救助・救急活動
- エ 医療救護活動
- オ 一時避難所の設置及び運営
- カ 合同調整所等での調整
- キ その他の災害応急対策

(5) 県警察

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 海岸沿いにおける搜索活動
- ウ 救出救助活動
- エ 交通規制
- オ 合同調整所での調整
- カ その他の災害応急活動

(6) 消防機関

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 搜索活動
- ウ 救助・救急活動
- エ 消火活動
- オ 合同調整所での調整
- カ その他の災害応急活動

(7) 医療機関（日本赤十字社竹原支部、竹原地区医師会、災害拠点病院等）

- ア 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- イ その他の災害応急活動

(8) 自衛隊

- ア 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- イ 合同調整所での調整
- ウ その他の災害応急活動

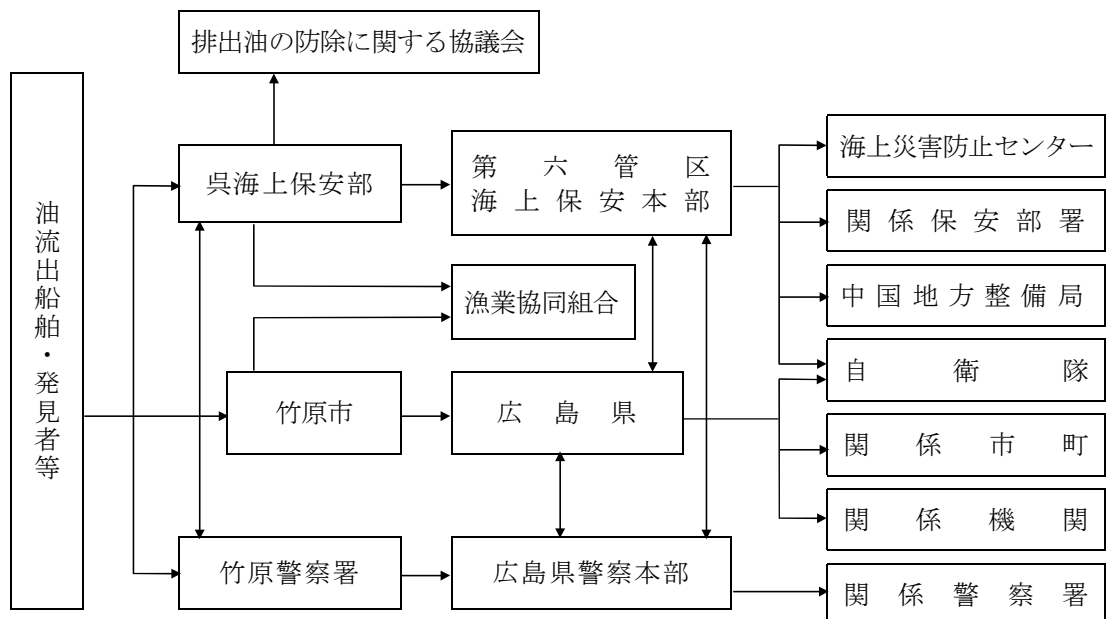
第2 大量流出油等災害

1 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



3 実施責任者及び実施事項

(1) 油流出船舶及び施設の管理者等

ア 油等の排出の通報

イ 防除措置の実施

(2) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報

イ 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

ウ 防除措置義務者への指導等

エ 活動体制の確立

オ 流出油等の防除作業

(ア) 拡散防止措置

(イ) 回収措置

(ウ) 化学的処理

カ 防災関係機関への協力要請

キ 海上交通安全の確保及び危険防止措置

ク 指定海上防災機関への指示

ケ その他の応急対策

(3) 広島県

ア 情報の収集及び連絡・通報

イ 各種防災体制への移行

ウ 漂着油の除去作業等

エ 自衛隊に対する災害派遣要請

- オ 回収油等の処理
- カ その他の応急対策

(4) 市町

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 各種防災体制への移行
- ウ 漂着油の除去作業等
- エ 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
- オ 回収油等の処理
- カ その他の応急対策

(5) 県警察

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 避難誘導・広報
- ウ 警戒区域及び周辺区域の交通対策
- エ その他流出油等の防除作業などの応急対策

(6) 中国地方整備局

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 流出油等の防除作業
- ウ その他の応急対策

第17節 主な災害の特質及び対策

第1 雪害対策

1 災害の特質

- (1) 極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がマヒし又は停止する等の間接被害が多い。
- (2) 積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。
- イ 指定雪量観測点の2分の1以上のものがほぼ警戒積雪深に達した場合は警戒体制に入る。
- ウ 注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。
この他、体制の時期、内容等については、風水害時に準じるものとする。

(2) 対策事項

- ア 道路、公共施設の除雪
- イ 通信手段の確保
- ウ なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）
- エ 救助救難（医療救助、救助物資輸送等）
- オ 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策
- カ 生鮮食料品の確保対策
- キ 農畜産物などの出荷貯蔵対策
- ク 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- ケ 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策
- コ 家畜飼料対策

第2 長雨対策

1 災害の特質

- (1) 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- (2) 日雨量、連続雨量が多くない限り、施設被害は比較的少ない。
- (3) 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

2 応急対策

(1) 体制

被害発生状況によって体制を決める。

(2) 対策事項

- ア 病虫害防除及び指導
- イ 再生産のための手段の確保及び指導
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「災害融資法」という。）の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- エ 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- オ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第3 豪雨、台風による洪水、高潮時の対策

1 災害の特質

- (1) 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。
また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。
- (2) 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部に高潮被害を起こす。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報発表等による注意体制（水防準備）
- イ 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）
- ウ 災害発生（被害報告）による出動体制

(2) 対策事項

- ア 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- イ 交通、通信手段の確保
- ウ 避難の指示
- エ 障害物の除去
- オ 救難、救助
- カ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- キ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- ク 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ケ 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の復旧
- コ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- サ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- シ 治山対策
- ス 家畜衛生及び家畜飼料対策

第4 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等の対策

1 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急峻な土地等に多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報（大雨、洪水）発表等による注意体制
- イ 降雨状況、被害発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。
- ウ 災害発生（被害報告）による出動体制

(2) 対策事項

- ア 避難の指示
- イ 交通、通信手段の確保
- ウ 救難、救助

- エ 障害物の除去及び施設の応急復旧
- オ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- カ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- キ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ク 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の復旧
- ケ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- コ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- サ 治山・治水対策
- シ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第5 風害対策

1 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により、火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、沿岸部、島しょ部を中心に農作物等の被害や停電が発生する。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報発表等による注意体制に入る。
- イ 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

(2) 対策事項

- ア 避難の指示
- イ 海岸、堤防の補強及び応急復旧
- ウ 交通、通信手段の確保
- エ 災害広報
- オ 障害物の除去
- カ 救難、救助
- キ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- ク 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- ケ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- コ 農水産物被害に対する対策
- サ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- シ 海上交通規制

第6 林野火災対策

1 災害の特質

本市は、地形、地質、林相、気象状況等から沿岸部、島しょ部は、林野火災発生の高危険度が高い。

近年地域開発等の進展に伴い、人家が山ろくまで建て混んできた。

一度発生した林野火災は、防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

2 応急対策

(1) 体制

ア 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

イ 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。(被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。)

(2) 対策事項

ア 広域的、総合的消防体制の確立

イ 火災の予防

(ア) 林野火災防止対策協議会の開催

(イ) 巡視、監視等の強化

(ウ) 広報宣伝の充実

(エ) 発生原因別対策

ウ 火災の警戒及び防御

(ア) 火災の警戒

(イ) 情報伝達の徹底

(ウ) 森林の防火管理

(エ) 消防活動の促進

a 県による林野火災用消防資機材整備費補助

b 林野火災特別地域対策事業の推進

c 自衛隊への林野火災用資機材の貸与

d 自衛隊災害派遣要請と受入体制の確立

e 消防職員、消防団員の教育訓練の充実

※参考

【竹原市大規模林野火災の概要】

平成6年8月11日15時33分、竹原市福田町奥大乘911の山林で出火した林野火災は、8月20日14時の鎮火まで、10日間延べ215時間にわたり、378haを消失する大規模な林野火災となった。

地形の項で述べているように、東北西の三方を山に囲まれ、屈曲した山地には住家が迫っており、干ばつや異常渇水時、強風下にひとたび火災が発生すると、住家等は極めて危険な状態にあるといえる。当時、災害対策本部は火が迫る210世帯に避難勧告を出した。

この火災を教訓として、平成7年に8月5日から8月11日を防火週間と定め、「山火事防止・緑の保全運動」を毎年実施している。

第7 突発的災害対策

1 災害の特質

列車の転覆、船舶の沈没、大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

2 応急対策

(1) 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 対策事項

- ア 救助活動の促進
- イ 情報の収集及び災害状況の把握
- ウ 避難の指示、勧告
- エ 県又は国（消防庁等）への報告
- オ 自衛隊への災害派遣要請の要求
- カ 竹原地区医師会、東広島地区医師会、県医師会、日本赤十字社広島県支部等への緊急医療活動の要請
- キ 防災関係機関への応急措置の要請
- ク 二次災害の防止措置の実施
- ケ 県及び他市町等への応援要請

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

第1 方針

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、住民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

第2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町の活動の支援に努めるものとする。

第3 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

1 罹災証明実施責任者

罹災証明は市長が行い、税務課が発行の事務を行う。

なお、火災による罹災証明は、東広島市消防局において行う。

2 罹災証明書の発行

税務課は調査した被害結果をもとに罹災台帳を作成し、罹災証明の発行が必要な場合は、税務課において取り扱う。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料等をもとに必要があれば再調査の上で判断する。

3 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

資料編	・罹災台帳	p. 229
	・罹災証明書	p. 230
	・罹災証明書交付申請書	p. 231

第4 各種支援措置等

制度の概要等は、資料編「災害融資制度等一覧」を参照のこと。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 支援制度及び救済制度

(1) 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

(2) 国税及び地方税の減免等

2 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり（詳細は資料編「災害融資制度等一覧」に掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金 （災害等の資金） 林業基盤整備資金 （樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金 （福祉資金、緊急小口資金、災害援護資金）
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金

関係法令等	貸付金の種類
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金 (住宅資金、転宅資金)
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金 (生活安定資金)
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金 (甲種、乙種) 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資 (セーフティネット資金)
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

資料編 ・ 災害融資制度等一覧 p. 238

第5 災害融資制度の充実

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

第6 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

第1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

第2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

1 市

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

2 県

- (1) 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- (3) 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 中国経済産業局及び中国四国農政局

- (1) 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- (3) 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

第3 被災者等に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。

また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4 雇用の安定支援

1 雇用の確保

- (1) 県は、災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- (2) 県は、雇用を確保するため事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

2 雇用対策等

- (1) 県は、被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、市等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- (2) 県は、県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった市町、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

第1 基本方針

- 1 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- 2 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- 3 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 復旧計画

- 1 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- 2 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和26年法律第247号）
 - (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
 - (5) 河川法（昭和39年法律第167号）
 - (6) 砂防法（明治30年法律第29号）
 - (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
 - (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
 - (9) 森林法（昭和26年法律第249号）
 - (10) 海岸法（昭和31年法律第101号）
 - (11) 港湾法（昭和25年法律第218号）
 - (12) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
 - (13) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
 - (14) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - (15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - (16) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - (17) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 - (18) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
 - (19) 売春防止法（昭和31年法律第118号）
 - (20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
 - (21) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
 - (22) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

(23) 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

第1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

第2 激甚災害に関する調査

市は、激甚な災害が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

第1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

第2 義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、以下の場所に受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕市、県、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、
日本放送協会広島放送局等

2 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係市機関からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで、迅速に行う。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

第3 救援物資の受入れ及び配分

1 受入れの方針

- (1) 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、で調達する。
- (2) 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

2 救援物資の受入れ

- (1) 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、市及び県等は受付窓口を設置する。
- (2) 市は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

- (3) 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

3 受入体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

- (1) 必要な物資と必要な数量
- (2) 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- (3) 救援物資の送付先、送付方法
- (4) 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと
- (5) 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

4 救援物資の配分

市は、県との連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

5 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、3の(1)から(4)までを広報し、物資の確保に努める。

6 保管場所の確保

(1) 救援物資

市は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、次の施設を一時保管場所として整備するとともに、避難所への輸送方法等を迅速に定める。

資料編 ・ 救援物資集積場所 p.114

(2) 義援金

市民福祉部福祉・防疫班は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

第1 方針

- 1 市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な生活環境を目指すものとする。
- 2 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 被災地における市街地の復興

市及び県は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地生活基盤整備等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

第3 学校施設の復興

県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。